

ご契約のしおり・約款

《目 次》

基礎用語のご説明	2
ご契約のしおり	3
無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 普通保険約款	36
無配当死亡保障付医療保険 普通保険約款	44
無配当総合医療保険 普通保険約款	53
無配当新死亡保障付医療保険 普通保険約款	64
無配当医療保険 普通保険約款	72
無配当女性ケア給付付医療保険 普通保険約款	80
保険料クレジットカード支払特約 特約条項	90
保険料口座振替特約 特約条項	91
特別条件付保険特約 特約条項	92
指定代理請求人特約 特約条項	93
子特約Ⅱ 特約条項	94
無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約 特約条項	101
別表	102

この冊子には、保険契約に関する大切なことがらが記載されています。ご契約中は、保険証券とともに大切に保管してください。

【 基礎用語のご説明 】

● 約款（特約条項）

保障の開始から給付金・保険金のお支払いまで、この保険契約（特約）に関する様々な取決めを記載したものです。

● 保険契約者

当社と保険契約（特約）を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更等を請求する権利）と義務（保険料をお払込みいただく義務）を有する人のことです。

● 被保険者

保険の対象として保障がかけられる人のことです。

● 受取人

給付金・保険金をお受取りになる人のことです。

● 主たる保険契約（主契約）

保険契約のベースとなる部分のことです。主契約は、必ずご契約いただかなければなりません。

● 特約

主契約に付加してご契約いただくことにより主契約の保障内容を充実させたり、主契約と異なる特別な取決めをすることができます。なお、特約のみをご契約いただくことはできません。

● 責任開始日

当社が保障を開始する日のことです。

● 契約日

契約年齢や保険期間を計算する際の基準日のことです。

● 保険期間

保険契約（特約）が有効な期間のことです。この期間中に被保険者が支払事由に該当したときに給付金・保険金をお支払いします。

● 給付金・保険金

被保険者が支払事由に該当したときに当社からお支払いされるお金のことです。

● 保険料

保険契約者が当社にお払込みいただくお金のことです。

● 保険料の払込期月

保険料をお払込みいただかなければならない期間のことです。

● 保険料の払込猶予期間

払込期月中に保険料をお払込みされなくとも、保険契約（特約）の効力はすぐに失われず、一定期間保障は有效地に継続します。この期間を保険料の払込猶予期間といいます。払込期月中に保険料をお払込みいただけなかったときは、必ずこの払込猶予期間中に保険料をお払込みください。

● 失効

払込猶予期間を過ぎても保険料がお払込みされず、保険契約（特約）の効力が失われてしまうことです。

● 更新

保険期間が満了しても、所定の契約年齢に達するまでは、健康状態に関係なく保険契約（特約）が継続する制度です。保険契約者からお申出いただかない限り保険契約（特約）は更新されるため、更新を希望しないときは、書面によるお手続きが必要です。

● 解約

保険契約者からのお申出により保険期間の中途中で保険契約（特約）の効力を消滅させることです。保険契約（特約）の解約を希望するときは、書面によるお手続きが必要です。

● 保険証券

給付金額・保険金額や保険料など、契約内容を具体的に記載したものです。

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」では、約款の規定やその他大切な事項（告知の重要性、保険のしくみ、諸手続きの方法や税金など）をわかりやすく説明しています。

お申込みにあたって

（全保険商品共通）

お申込みの際は、必ず事前に「重要事項説明書」と「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、当社では、通信販売のみで保険契約（特約）を募集しています。「重要事項説明書」と「ご契約のしおり・約款」に記載された内容にご不明な点がございましたら、お気軽にカスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までお問合せください。

告知とお申込みのお引受けに関する審査

告知書（告知画面）のご回答をもとにお申込みのお引受けに関する審査を行います。被保険者の健康状態等によっては、給付金・保険金の支払条件を一部制限したり、お申込みのお引受けをお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。なお、審査には、1週間ほど時間を頂戴しており、審査結果については、郵便でご案内します。また、お申込み前に電話等でご照会いただいても、引受可否や審査内容等をご案内することはできません。引受可否については、正式にお申込みいただいた後に書面でご回答します。併せてご了承ください。

告知義務

お申込みに際して、被保険者には、健康状態等を正しく告知する義務（告知義務）がございます。告知書（告知画面）でお尋ねする質問に被保険者ご自身が事実をありのまま正確にご回答ください。なお、告知した内容によっては、お申込みのお引受けをお断りすることがございます。また、お申込みのお引受けを決定した場合、保険証券とともに告知書（告知画面）の控えを郵送します。告知した内容に誤りがないか今一度ご確認いただき、もしも誤りがございましたら、カスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までご連絡ください。

保険証券のお受取り

お申込みのお引受けを決定するとお申込み時にご登録された保険契約者の住所宛に保険証券を郵送します（『子特約Ⅱ』のお引受け決定時を除きます）。契約内容に相違がないかご確認いただき、もしも誤りがございましたら、カスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までご連絡ください。

保険証券の管理

保険証券は、将来あらゆるお手続きの際に必要となります。この冊子とともに大切に保管してください。なお、保険契約を更新しても、新たな保険証券は発行されません。保険契約の締結時に発行する保険証券と更新完了通知をもってご契約を証することとなりますので、保険証券は、保険契約を更新した後も大切に保管してください。

クーリング・オフ（お申込みの撤回または保険契約の解除）

お申込みをした後でも、責任開始日の前日までであれば、お申込みを撤回または保険契約を解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）することができます。クーリング・オフを希望する場合は、次の必要事項を記入した郵便（ハガキまたは封書）または入力した電子メールを当社に提出または送信してください。なお、クーリング・オフの効力は、郵送の場合、郵便物の発送消印日に、電子メールの場合、電子メールの当社受信日に発生します。

必要事項	①クーリング・オフを希望する旨 ②保険契約者の住所 ③（郵便の場合）保険契約者の自署 ④（電子メールの場合）保険契約者の記名 ⑤お申込みした保険商品の名称
郵便の送付先	〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目1番先 ABC少額短期保険株式会社 顧客サービス部 宛
電子メールの送信先	support@abc-hoken.co.jp

責任開始日

お申込みのお引受けを決定した保険契約（特約）については、保険証券に記載した責任開始日から保障を開始します。
責任開始日より前に発病または受傷した傷病にともなう入通院や手術、死亡は、保障の対象となりません。あらかじめご了承ください。

個人情報のお取扱い

（全保険商品共通）

当社は、個人情報のお取扱いについてプライバシーポリシーを定め、お客様の個人情報を適正にお取扱いするとともに安全性・正確性・機密性の確保に努めています。なお、プライバシーポリシーについては、当社のインターネット・ホームページ（<https://www.abc-hoken.co.jp>）をご覧ください。

保障内容

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 【Very Berry】

『無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険』は主契約です。
被保険者が保険期間中に所定の女性疾患の治療のため2日以上継続して入院したとき女性疾患の種類に応じた女性疾患入院一時給付金を、また、死亡したとき死亡保険金をお支払いします。

保障のしくみ

女性疾患入院一時給付金 女性の疾患の種類に応じて 10万円・20万円・40万円
死亡保険金 100万円



更新

契約内容

契約可能な被保険者の 契約年齢	20歳～59歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	79歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法(回数)	月払いまたは年払い（年払いへの変更はお取扱いしていません）
給付金受取人	被保険者
保険金受取人	被保険者の法定相続人または被保険者の3親等以内のご親族のうち保険契約者が指定した人
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 子特約II 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
女性疾患入院一時給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表1>から<別表3>に定める女性疾患 ^{*1, 3} の治療のため、日本国内の病院または診療所に2日以上継続して入院したとき	女性疾患入院一時給付金 <別表1>の女性疾患に該当する場合： 40万円 <別表2>の女性疾患に該当する場合： 20万円 <別表3>の女性疾患に該当する場合： 10万円
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ^{*2, 3}	死亡保険金 100万円

- ※1 責任開始日前に発病した疾患と医学上重要な関係のない女性疾患に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠にともなう<別表2>および<別表3>に定める妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※2 責任開始日前に発病した疾患^{*3}または受傷した傷害^{*3}を原因として死亡した場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾患と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾患^{*3}を原因として死亡した場合を除きます。
- ※3 責任開始日から起算して2年を経過した後に被保険者が所定の女性疾患で入院を開始した場合、その入院は、責任開始日以後に発病した女性疾患の治療を目的とした入院とみなして女性疾患入院一時給付金をお支払いします。また、責任開始日から起算して2年を経過した後に死亡した場合、その死亡は、責任開始日以後に発病した疾患または受傷した傷害を原因として死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いします。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

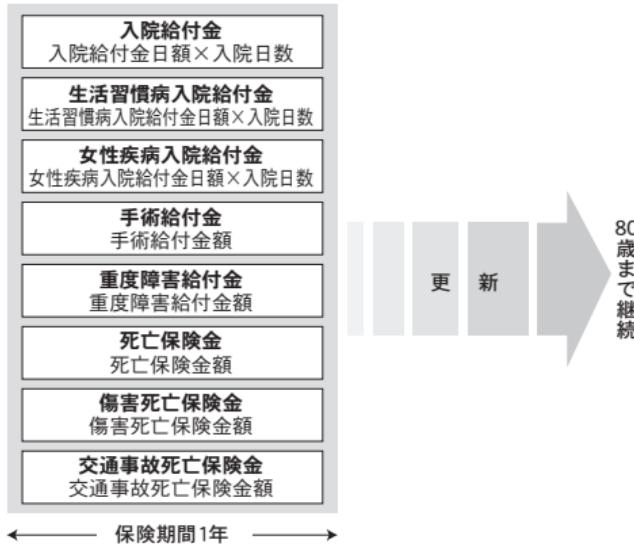
- ①女性疾病入院一時給付金をお支払いすることとなった入院の開始日から起算して183日以内に被保険者が再度支払事由に該当する入院をした場合、その入院の原因となった女性疾病的種類を問わず、重複して女性疾病入院一時給付金をお支払いしません。
- ②女性疾病入院一時給付金をお支払いすることとなった入院の開始日から起算して184日目（「給付金のお支払いを再開する日」といいます）に被保険者が支払事由に該当する入院をしていた場合、給付金のお支払いを再開する日に治療していた女性疾病的種類にもとづき新たに女性疾病入院一時給付金をお支払いします。（この場合、給付金のお支払いを再開する日を女性疾病入院一時給付金をお支払いすることとなった入院の開始日とみなします。）
- ③被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由を該当する入院を開始したときに女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する異なる女性疾病を併発していた場合、または、その入院中に女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する異なる女性疾病を併発した場合は、その入院の直接の原因となった女性疾病にもとづき女性疾病入院一時給付金をお支払いします。ただし、入院の直接の原因となった女性疾病が複数あり、それぞれの女性疾病が＜別表1＞から＜別表3＞をまたぐときは、最も給付金額が高い＜別表2＞に該当する女性疾病が入院の直接の原因となったものとみなして女性疾病入院一時給付金をお支払いします。
- ④②により女性疾病入院一時給付金をお支払いする際に＜別表1＞から＜別表3＞をまたぐ異なる女性疾病的治療を併発しており、かつ、給付金のお支払いを再開する日にいずれも治療していたときは、最も給付金額が高い＜別表2＞に該当する女性疾病が入院の直接の原因となったものとみなして女性疾病入院一時給付金をお支払いします。
- ⑤被保険者が女性疾病以外の原因により入院を開始した場合であっても、その入院中に女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する女性疾病的治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして女性疾病入院一時給付金をお支払いします。
- ⑥被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いします。

無配当死亡保障付医療保険 【ABCはじめて保険】

「無配当死亡保障付医療保険」は主契約です。

被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の生活習慣病で入院したとき入院日数に応じた生活習慣病入院給付金を、所定の女性疾病で入院したとき入院日数に応じた女性疾病入院給付金を、所定の入院中に所定の手術を受けたとき手術給付金を、所定の重度障害状態に該当したとき重度障害給付金を、死亡したとき死亡保険金を、不慮の事故で死亡したとき傷害死亡保険金を、また、交通事故で死亡したとき交通事故死亡保険金をお支払いします。

保障のしくみ



契約内容

契約可能な被保険者の 契約年齢	4歳～79歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	79歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法(回数)	月払い
給付金受取人	被保険者
保険金受取人	被保険者の法定相続人または被保険者の3親等以内のご親族のうち保険契約者が指定した人
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 子特約II 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*1} または受傷した傷害の治療もしくは成立した妊娠とともになう分娩のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金額) ×(入院日数)
生活習慣病 入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表5>に定める生活習慣病 ^{*2} の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(生活習慣病入院給付金額) ×(入院日数)
女性疾病 入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表6>に定める女性疾病 ^{*3} の治療または<別表4>に定める妊娠、分娩および産褥の異常 ^{*4} の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(女性疾病入院給付金額) ×(入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中に、その入院の目的のための手術を受けたとき	手術給付金額
重度障害給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*5} または受傷した傷害のため、<別表7>に定める重度障害状態に該当したとき	重度障害給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ^{*6}	死亡保険金額
傷害死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した<別表8>に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、死亡したとき	傷害死亡保険金額
交通事故 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した<別表9>に定める交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、死亡したとき	交通事故死亡保険金

- ※1 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠とともになう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※2 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない生活習慣病に限ります。
- ※3 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾病に限ります。
- ※4 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない妊娠、分娩および産褥の異常に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠とともになう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※5 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。
- ※6 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

- ① 1回の入院において入院給付金、生活習慣病入院給付金および女性疾病入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1保険期間において入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金および手術給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍までとします。
- ③ 被保険者が入院中に入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額が変更された場合、入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額にもとづいて計算します。
- ④ 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑤ 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、その入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①および④のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金がお支払いされることになった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑥ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑦ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑧ 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発していた場合、または、その入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発した場合、その入院の直接の原因となった生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常により継続して入院したものとみなして生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑨ 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑩ 被保険者が同日に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑪ 責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害（責任開始日前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と医学上重要な関係のない疾病または傷害に限ります）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害状態に該当したときは、重度障害給付金をお支払いします。

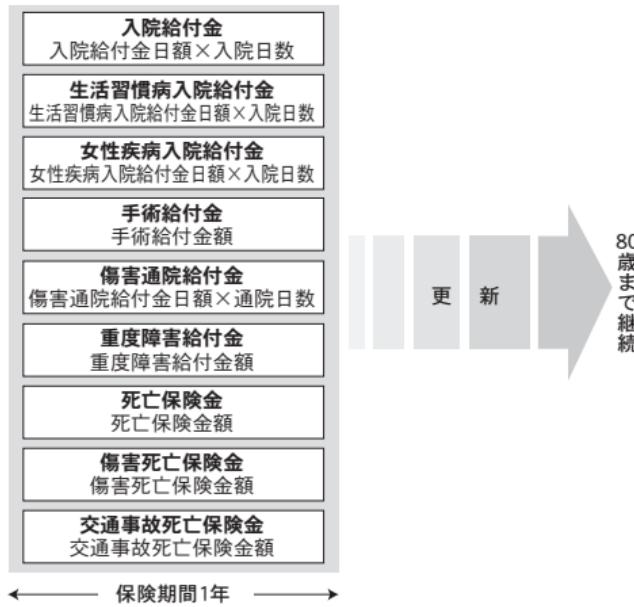
- ⑫保険契約を更新しない場合、保険期間満了日において被保険者の障害状態の回復の見込みがないことが明らかでないために重度障害状態に該当しないときは、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、保険期間満了日に重度障害状態になったものとみなして重度障害給付金をお支払いします。
- ⑬死亡保険金をお支払いする前に重度障害給付金の支払請求を受け重度障害給付金をお支払いしたときは、死亡保険金をお支払いしません。また、死亡保険金をお支払いした後に重度障害給付金の支払請求を受けても、重度障害給付金をお支払いしません。
- ⑭被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いし、その原因が支払事由に該当するときは、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金をお支払いします。

**無配当総合医療保険
【ABCメンバーズ保険】**

「無配当総合医療保険」は主契約です。

被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の生活習慣病で入院したとき入院日数に応じた生活習慣病入院給付金を、所定の女性疾病で入院したとき入院日数に応じた女性疾病入院給付金を、所定の入院中に所定の手術を受けたとき手術給付金を、所定の不慮の事故による傷害で通院したとき通院日数に応じた傷害通院給付金を、所定の重度障害状態に該当したとき重度障害給付金を、死亡したとき死亡保険金を、不慮の事故で死亡したとき傷害死亡保険金を、また、交通事故で死亡したとき交通事故死亡保険金をお支払いします。

保障のしくみ



契約内容

契約可能な被保険者の 契約年齢	4歳～79歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	79歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法(回数)	月払い
給付金受取人	被保険者
保険金受取人	被保険者の法定相続人または被保険者の3親等以内のご親族のうち保険契約者が指定した人
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 子特約II 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*1} または受傷した傷害の治療もしくは成立した妊娠にともなう分娩のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金額) ×(入院日数)
生活習慣病 入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表5>に定める生活習慣病 ^{*2} の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(生活習慣病入院給付金額) ×(入院日数)
女性疾病 入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表6>に定める女性疾病 ^{*3} の治療または<別表4>に定める妊娠、分娩および産褥の異常 ^{*4} の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(女性疾病入院給付金額) ×(入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中に、その入院の目的のための手術を受けたとき	手術給付金額
傷害通院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故原因による傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所に通院 ^{*5} したとき	傷害通院給付金
重度障害給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*6} または受傷した傷害のため、<別表7>に定める重度障害状態に該当したとき	重度障害給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ^{*7}	死亡保険金額
傷害死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した<別表8>に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、死亡したとき	傷害死亡保険金額
交通事故死亡 保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した<別表9>に定める交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、死亡したとき	交通事故死亡保険金

- ※1 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※2 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない生活習慣病に限ります。
- ※3 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾病に限ります。
- ※4 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない妊娠、分娩および産褥の異常に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※5 事故の日から起算して180日以内の通院に限ります。
- ※6 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。
- ※7 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

- ① 1回の入院において入院給付金、生活習慣病入院給付金および女性疾病入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1回の事故において傷害通院給付金の支払限度は、通院日数につき60日までとします。
- ③ 1保険期間において入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金および傷害通院給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍までとします。
- ④ 被保険者が入院中に入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額が変更された場合、または、被保険者が通院中に傷害通院給付金日額が変更された場合、入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金または傷害通院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額、手術給付金額または傷害通院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑤ 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑥ 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、その入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①および④のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金がお支払いされることになった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑦ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑧ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩にともなう入院が終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑨ 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発していた場合、または、その入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発した場合、その入院の直接の原因となった生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常により継続して入院したものとみなして生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑩ 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金をお支払いします。
- ⑪ 被保険者が同日に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑫ 入院給付金がお支払いされる入院中に、被保険者が傷害通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとしても、通院原因にかかわらず、傷害通院給付金をお支払いしません。
- ⑬ 被保険者が同日に傷害通院給付金の支払事由に該当する通院を2回以上したとしても、通院原因にかかわらず、その通院を1回の通院とみなして傷害通院給付金をお支払いします。

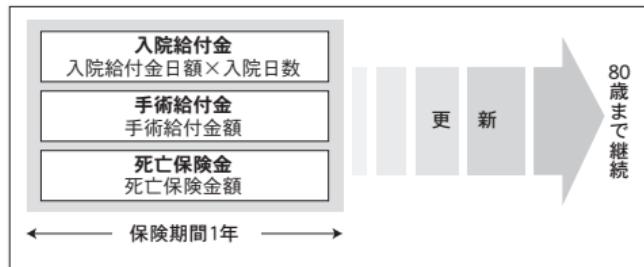
- ⑭被保険者が傷害通院給付金の支払事由に該当する異なる不慮の事故による傷害の治療のため1回通院したときは、その通院を1回の通院として傷害通院給付金をお支払いします。
- ⑮責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害（責任開始日前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と医学上重要な関係のない疾病または傷害に限ります）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害状態に該当したときは、重度障害給付金をお支払いします。
- ⑯保険契約を更新しない場合、保険期間満了日において被保険者の障害状態の回復の見込みがないことが明らかでないために重度障害状態に該当しないときは、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、保険期間満了日に重度障害状態になったものとみなして重度障害給付金をお支払いします。
- ⑰死亡保険金をお支払いする前に重度障害給付金の支払請求を受け重度障害給付金をお支払いしたときは、死亡保険金をお支払いしません。また、死亡保険金をお支払いした後に重度障害給付金の支払請求を受けても、重度障害給付金をお支払いしません。
- ⑱被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いし、その原因が支払事由に該当するときは、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金をお支払いします。

無配当新死亡保障付医療保険 【ABCおかあさん保険】

「無配当新死亡保障付医療保険」は主契約です。

被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の入院中に所定の手術を受けたとき手術給付金を、また、死亡したとき死亡保険金をお支払いします。

保障のしくみ



契約內容

契約可能な被保険者の 契約年齢	4歳～79歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	79歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法(回数)	月払い
給付金受取人	被保険者
保険金受取人	被保険者の法定相続人または被保険者の3親等以内のご親族のうち保険契約者が指定した人
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 子特約II 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*1} または受傷した傷害の治療もしくは成立した妊娠とともになう分娩のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金額) × (入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{*2} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中に、その入院の目的のための手術を受けたとき	手術給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ^{*3}	死亡保険金額

※1 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。また、責任開始日前に成立した妊娠にともなう<別表4>に定める妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。

※2 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。

※3 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

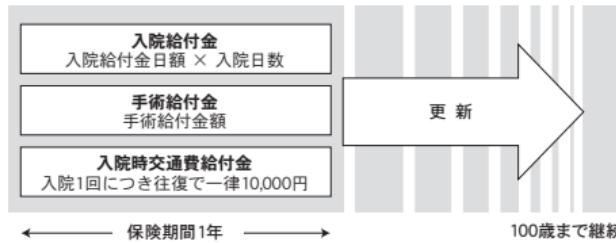
- ① 1回の入院において入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1保険期間において入院給付金および手術給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍までとします。
- ③ 被保険者が入院中に入院給付金日額または手術給付金額が変更された場合、入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額または手術給付金額にもとづいて計算します。
- ④ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑤ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、その入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①および④のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金がお支払いされることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑥ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑦ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑧ 被保険者が同日に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑨ 被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いします。

**無配当医療保険
【毎日が発見 100歳保険《医療型》】**

「無配当医療保険」は主契約です。

被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の手術を受けたとき手術給付金を、また、入院給付金がお支払いされる入院をしたとき入院時交通費給付金をお支払いします。

保障のしくみ



契約内容

契約可能な被保険者の 契約年齢	40歳～79歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	99歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法(回数)	月払いまたは年払い
給付金受取人	被保険者
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 特別条件付保険特約 指定代理請求人特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 [*] または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金額) ×(入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 [*] または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で 別表12 に定める手術を受けたとき	(入院給付金額) ×10倍
入院時 交通費給付金	被保険者が、保険期間中に、入院給付金がお支払いされる入院をしたとき	10,000円

*責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。

給付金のお支払いに関するお取決め

給付金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

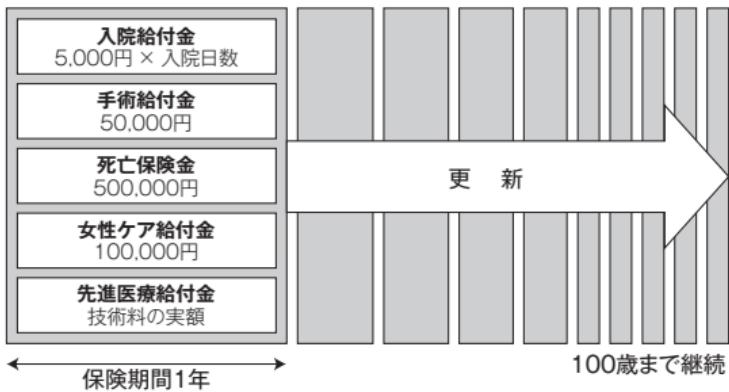
- ① 1回の入院において入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1保険期間において入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を入院の支払日数に換算し、その支払日数を合計して80日とします。なお、手術給付金の支払日数は1回のお支払いにつき入院10日と、入院時交通費給付金の支払日数は1回のお支払いにつき入院2日と換算します。
- ③ ②により入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払金額が1保険期間における給付金の支払限度に達した場合、保険契約者は、支払限度に達した日の翌月から当該保険期間の満了月まで保険料をお払込みいただく必要がございません。(年払契約の場合、保険期間中にお払込みいただいた保険料の総額から支払限度に達した日が属する月までの経過月数に応じた月払保険料を差引いた金額を未経過保険料として保険契約者にお戻します)
- ④ 保険契約を更新した場合におけるすべての保険期間を通算した入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を入院の支払日数に換算し、その支払日数を合計して400日とします。(手術給付金および入院時交通費給付金の換算方法は②と同様です)
- ⑤ ④によりすべての保険期間を通算した入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払金額がすべての保険期間における給付金の支払限度に達した場合、この保険契約は消滅します。(年払契約の場合、保険期間中にお払込みいただいた保険料の総額から支払限度に達した日が属する月までの経過月数に応じた月払保険料を差引いた金額を未経過保険料として保険契約者にお戻します)
- ⑥ 被保険者が入院中に入院給付金日額が変更された場合、入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑧ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金がお支払いされることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑨ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、その入院の直接の原因となつた疾病または傷害により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑩ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑪ 公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律）において保険給付の対象とならない入院をした場合または手術を受けた場合については、入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金をお支払いしません。

- ⑫被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑬被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が公的健康保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される診療行為に該当するときは、その手術を1回のみ一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑭被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合であっても、⑧によりそれぞれの入院が1回の入院としてお取扱いされるときは、1回の入院とみなされる一連の入院に対して1回を限度に入院時交通費給付金をお支払いします。

**無配当女性ケア給付付医療保険
【新ABCおかあさん保険II】**

『無配当女性ケア給付付医療保険』は主契約です。被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の手術を受けたとき手術給付金を、死亡したとき死亡保険金を、所定のがんの治療のため2日以上継続して入院したときまたは女性特有の身体部位に所定の手術を受けたとき女性ケア給付金を、また、所定の先進医療による療養を受けたとき先進医療給付金をお支払いします。

保障のしくみ



契約内容

契約可能な被保険者の 契約年齢	4歳～59歳（新規契約引受停止中）
更新可能な被保険者の 契約年齢	99歳まで
保険期間	契約日から1年
保険料の払込期間	保険期間と同一
保険料の払込方法（回数）	月払い
給付金受取人	被保険者
保険金受取人	被保険者の法定相続人または被保険者の3親等以内のご親族のうち保険契約者が指定した人
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる特約	保険料クレジットカード支払特約 保険料口座振替特約 指定代理請求人特約 子特約II 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療もしくは成立した妊娠にともなう分娩のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金額) ×(入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※2} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で<別表16>に定める手術を受けたとき	手術給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ^{※3}	死亡保険金額
女性ケア (がん入院) 給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定された<別表15>に定める悪性新生物 ^{※4} の治療のため、日本国内の病院または診療所に2日以上継続して入院したとき	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房切除) 給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で<別表17>に定める乳房観血切除術を受けたとき	
女性ケア (乳房再建) 給付金	被保険者が、保険期間中に、女性ケア（乳房切除）給付金の支払事由に該当する乳房観血切除術の施術後に、当該乳房観血切除術を施術した部位に対して、日本国内の病院または診療所で<別表18>に定める乳房再建手術を受けたとき	
女性ケア (子宮全摘) 給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で手術を受け、子宮を頸部・体部ともに全摘出したとき	
女性ケア (卵巣全摘) 給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で手術を受け、1以上との卵巣を全摘出したとき	
先進医療 給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害を原因として、日本国内の病院または診療所で<別表19>に定める先進医療による療養を受けたとき	被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額

- ※1 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。また、責任開始日前に成立した<別表4>に定める妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。
- ※2 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。
- ※3 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。
- ※4 責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたことがある場合を除きます。また、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない悪性新生物に限ります。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

- ① 1回の入院において入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1保険期間において入院給付金および手術給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍までとします。
- ③ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金をお支払いします。
- ④ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、その入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金がお支払いされることになった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑥ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑦ 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑧ 被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度のことをいいます）にもとづく医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算出される診療行為に該当するときは、その手術を1回のみ一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いします。
- ⑨ 被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いします。
- ⑩ 女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日に被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する手術を受けたとしても、重複して女性ケア給付金をお支払いしません。
- ⑪ 被保険者が同日中に女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1回の手術を受けたものとみなして女性ケア給付金をお支払いします。
- ⑫ 女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いすることとなった手術の施術日から起算して183日以内に被保険者が女性ケア給付金の支払事由に該当する入院を開始した、または、手術を受けたとしても、重複して女性ケア給付金をお支払いしません。

- ⑬女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いすることとなった手術の施術日から起算して184日目⁽¹⁴⁾において「女性ケア給付金のお支払いを再開する日」といいます）に被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する入院をしていた場合、新たに女性ケア給付金をお支払いします。
- ⑭⑯により女性ケア給付金をお支払いしたときは、女性ケア給付金のお支払いを再開する日を女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日とみなして⑩、⑫および⑯を適用します。
- ⑮被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する悪性新生物の治療を開始したことが明らかとなるときは、⑫に該当する場合を除き、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして女性ケア（がん入院）給付金をお支払いします。
- ⑯先進医療給付金の1回の療養における支払限度と1の保険期間における支払限度は、ともに20万円までとします。
- ⑰公的健康制度の改正が行われ、その改正が先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと当社が判断したときは、主務官庁への届出を経て、先進医療給付金の支払事由を変更することがございます。この場合、主務官庁への届出によって変更のお取扱いができるようになった日から将来に向かって先進医療給付金の支払事由を変更します。
- ⑱⑲により先進医療給付金の支払事由が変更されるときは、支払事由変更日の2ヵ月前までに保険契約者にその旨を通知します。この通知をお受取りになった保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次に定めるいずれかの手段を選択してください。
- (1)先進医療給付金の支払事由の変更を承諾し、保険契約を継続する。
- (2)支払事由変更日の前日に保険契約を解約する。
- ⑲⑳の選択がなされないまま支払事由変更日が到来した場合、保険契約者が⑱(1)の手段を選択したものとみなします。

【子特約Ⅱ】

『子特約Ⅱ』は特約です。

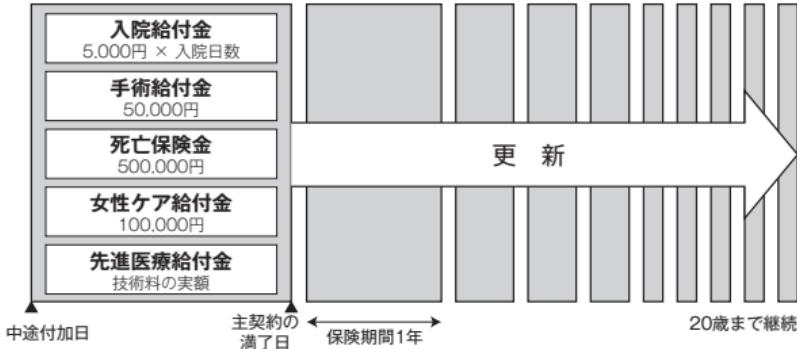
『子特約Ⅱ』の保険契約者は、主たる保険契約の保険契約者と同一です。

『子特約Ⅱ』の被保険者（従たる被保険者）は、主契約の被保険者（主たる被保険者）の戸籍上の子のうち保険契約者が指定した人です。

従たる被保険者が保険期間中に入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、所定の手術を受けたとき手術給付金を、死亡したとき死亡保険金を、所定のがんの治療のため2日以上継続して入院したときまたは女性特有の身体部位に所定の手術を受けたとき女性ケア給付金を、また、所定の先進医療による療養を受けたとき先進医療給付金をお支払いします。

※主たる被保険者の戸籍から従たる被保険者が外れた場合、この特約は消滅します。

保障のしくみ



契約内容

付加可能な従たる被保険者の契約年齢	0歳～12歳
更新可能な従たる被保険者の契約年齢	19歳まで
特約の保険期間	主契約の保険期間と同一
特約の保険料の払込期間	主契約の保険料の払込期間と同一
特約の保険料の払込方法〈回数〉	月払い
特約の保険料	500円
給付金受取人	主たる被保険者
保険金受取人	主たる被保険者
解約返戻金	なし
配当金	なし
付加できる主契約	「Very Berry」(無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険) 「ABCはじめて保険」(無配当死亡保障付医療保険) 「ABCメンバーズ保険」(無配当総合医療保険) 「ABCおかあさん保険」(無配当新死亡保障付医療保険) 「新ABCおかあさん保険II」(無配当女性ケア給付付医療保険)

※ 保険契約者が法人の場合、『子特約Ⅱ』を付加することができません。

給付金・保険金をお支払いする場合

給付金・保険金	支払事由	給付金額・保険金額
入院給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療もしくは成立した妊娠にともなう分娩のため、日本国内の病院または診療所に入院したとき	(入院給付金日額) ×(入院日数)
手術給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で<別表16>に定める手術を受けたとき	手術給付金額
死亡保険金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、死亡したとき ^{※2}	死亡保険金額
女性ケア (がん入院) 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に診断確定されたく別表15>に定める悪性新生物 ^{※3} の治療のため、日本国内の病院または診療所に2日以上継続して入院したとき	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房切除) 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で<別表17>に定める乳房観血切除術を受けたとき	
女性ケア (乳房再建) 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、女性ケア（乳房切除）給付金の支払事由に該当する乳房観血切除術の施術後に、当該乳房観血切除術を施術した部位に対して、日本国内の病院または診療所で<別表18>に定める乳房再建手術を受けたとき	
女性ケア (子宮全摘) 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で手術を受け、子宮を頸部・体部ともに全摘出したとき	
女性ケア (卵巣全摘) 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害の治療のため、日本国内の病院または診療所で手術を受け、1以上の卵巣を全摘出したとき	従たる被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額
先進医療 給付金	従たる被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} または受傷した傷害を原因として、日本国内の病院または診療所で<別表19>に定める先進医療による療養を受けたとき	

※ 1 特約の責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾患に限ります。また、<別表11>に定める先天奇形、変形および染色体異常を除きます。

※ 2 特約の責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害もしくは先天奇形、変形および染色体異常を原因として死亡した場合を除きます。また、特約の責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある特約の責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。

※ 3 特約の責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたことがある場合を除きます。また、特約の責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない悪性新生物に限ります。

給付金・保険金のお支払いに関するお取決め

給付金・保険金のお支払いについて、別途以下の取決めがございます。

- ① 1回の入院において入院給付金の支払限度は、入院日数につき30日までとします。
- ② 1保険期間において入院給付金および手術給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍までとします。
- ③ 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に主たる被保険者が死亡したことによってこの特約が消滅した場合、または、この特約の保険期間が満了した場合、特約の消滅日以後継続する支払事由に該当する入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして入院給付金をお支払いします。
- ④ 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、その入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、1回の入院とみなして①のお取扱いを適用します。ただし、入院給付金がお支払いされることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。
- ⑥ 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともにもう1度入院が終了した日までの入院について入院給付金をお支払いします。
- ⑦ 従たる被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- ⑧ 従たる被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度のことをいいます）にもとづく医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算出される診療行為に該当するときは、その手術を1回のみ一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いします。
- ⑨ 従たる被保険者の生死が不明の場合であっても、認定死亡（戸籍法第89条）と認定されたとき、または、失踪の宣告（民法第30条）がされ、失踪の宣言の効力（民法第31条）が生じたときは、従たる被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金をお支払いします。
- ⑩ 女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日に従たる被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する手術を受けたとしても、重複して女性ケア給付金をお支払いしません。
- ⑪ 従たる被保険者が同日中に女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金、または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1回の手術を受けたものとみなして女性ケア給付金をお支払いします。
- ⑫ 女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いすることとなった手術の施術日から起算して183日以内に従たる被保険者が女性ケア給付金の支払事由に該当する入院を開始した、または、手術を受けたとしても、重複して女性ケア給付金をお支払いしません。

- (13)女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金をお支払いすることとなった手術の施術日から起算して184日目（(14)において「女性ケア給付金のお支払いを再開する日」といいます）に従たる被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する入院をしていた場合、新たに女性ケア給付金をお支払いします。
- (14)(13)により女性ケア給付金をお支払いしたときは、女性ケア給付金のお支払いを再開する日を女性ケア（がん入院）給付金をお支払いすることとなった入院の開始日とみなして(10)、(12)および(13)を適用します。
- (15)従たる被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する悪性新生物の治療を開始したことが明らかなときは、(12)に該当する場合を除き、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして女性ケア（がん入院）給付金をお支払いします。
- (16)先進医療給付金の1回の療養における支払限度と1の保険期間における支払限度は、ともに20万円までとします。
- (17)公的健康制度の改正が行われ、その改正が先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと当社が判断したときは、主務官庁への届出を経て、先進医療給付金の支払事由を変更することができます。この場合、主務官庁への届出によって変更のお取扱いができるようになった日から将来に向かって先進医療給付金の支払事由を変更します。
- (18)(17)により先進医療給付金の支払事由が変更されるときは、支払事由変更日の2ヵ月前までに保険契約者にその旨を通知します。この通知をお受取りになった保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次に定めるいずれかの手段を選択してください。
- (1)先進医療給付金の支払事由の変更を承諾し、保険契約を継続する。
 - (2)支払事由変更日の前日に保険契約を解約する。
- (19)(18)の選択がなされないまま支払事由変更日が到来した場合、保険契約者が(18)(1)の手段を選択したものとみなします。

給付金・保険金をお支払いできない場合

給付金・保険金をお支払いできない場合（免責事由）

次のいずれかの事由（「免責事由」といいます）により支払事由が発生したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険【Very Berry】

無配当死亡保障付医療保険【ABCはじめて保険】

無配当総合医療保険【ABCメンバーズ保険】

無配当新死亡保障付医療保険【ABCおかあさん保険】

給付金・保険金	免責事由
女性疾病入院一時給付金 入院給付金 生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 手術給付金 傷害通院給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき ①被保険者の故意または重大な過失 ②保険契約者の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争またはその他の変乱
重度障害給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき ①保険契約者の故意 ②給付金受取人の故意 ③地震、噴火または津波 ④戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき ①保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺 ②保険契約者の故意 ③保険金受取人の故意 ④地震、噴火または津波 ⑤戦争またはその他の変乱
傷害死亡保険金 交通事故死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき ①保険契約者の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争またはその他の変乱

**無配当医療保険【毎日が発見 100歳保険《医療型》】
無配当女性ケア給付付医療保険【新ABCおかあさん保険Ⅱ】
【子特約Ⅱ】**

給付金・保険金	免責事由
入院給付金 手術給付金 入院時交通費給付金 女性ケア給付金 先進医療給付金	<p>次のいずれかの事由により、(従たる)被保険者が支払事由に該当したとき 【子特約Ⅱ】では、「被保険者」を「従たる被保険者」と読み替えます)</p> <p>①保険契約者の故意または重大な過失 ②主たる被保険者の故意または重大な過失（【子特約Ⅱ】に限りません） ③（従たる）被保険者の故意または重大な過失 ④（従たる）被保険者の犯罪行為または闘争行為 ⑤（従たる）被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑥（従たる）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑦（従たる）被保険者の薬物依存 ⑧（従たる）被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 (1)法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間 (2)酒に酔った状態で自動車等を運転している間 (3)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争またはその他の変乱</p>
死亡保険金	<p>次のいずれかの事由により、(従たる)被保険者が死亡したとき</p> <p>①保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺 ②保険契約者の故意 ③主たる被保険者の故意（【子特約Ⅱ】に限りません） ④保険金受取人の故意（【子特約Ⅱ】を除きます） ⑤地震、噴火または津波 ⑥戦争またはその他の変乱</p>

給付金・保険金をお支払いできない場合（告知義務違反など）

（すべての保険契約・特約 共通）

次のいずれかの事由が発生したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- ①告知した内容が事実と異なり、告知義務違反により保険契約（特約）が解除されたとき
- ②詐取目的で給付金・保険金を支払請求するなど、重大事由により保険契約（特約）が解除されたとき
- ③詐欺により保険契約を締結（特約を付加）し、保険契約（特約）が取消されたとき
- ④不法取得目的により保険契約を締結（特約を付加）し、保険契約（特約）が無効となったとき

給付金・保険金の支払請求

給付金・保険金の支払請求手続き

給付金・保険金の支払事由が発生した際は、次のとおり給付金・保険金の支払請求手続きをしてください。

【保険契約者または給付金・保険金の受取人】

A B C 少額短期保険 保険金センター（ 0570-077-660）までお電話ください。

(必ず給付金・保険金の支払事由が発生した後にご連絡ください。)

*支払事由の発生状況などを確認させていただいたうえで、給付金・保険金の支払請求手続きに必要な書類を発送します。

↓ 給付金・保険金の支払請求書類発送

【給付金・保険金の受取人】

給付金・保険金の支払請求書類＜別表 10＞をお取揃えいただき、当社までご返送ください。

↓ 給付金・保険金の支払査定

ご指定いただいた金融機関口座に給付金・保険金をお支払いします。

☆給付金・保険金の支払請求権は、支払事由発生日から 3 年を経過すると消滅します。

ABC 少額短期保険株式会社 保険金センター

0570-077-660

受付時間：10 時～ 18 時（土・日・祝日・年末年始を除く）

指定代理請求人のご指定

（無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】・

無配当女性ケア給付付医療保険【新 A B C おかあさん保険Ⅱ】に限ります）

あらかじめ指定代理請求人を指定しておくことにより、給付金の支払事由が発生したときに、給付金受取人が給付金の支払請求をすることができない特別な事情があったとしても、給付金受取人に代わって指定代理請求人が給付金の支払請求をすることができます（なお、指定代理請求人が給付金の支払請求手続きを行なう際は、給付金受取人に特別な事情があることを証明する書類をご提出いただく必要がございます）。

指定代理請求人を指定するときは、主契約に『指定代理請求人特約』を付加します。

保険契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得たうえで、次の範囲の方を指定代理請求人として指定することができます。なお、指定代理請求人として指定することができる方は 1 名に限ります。

指定代理請求人としてご指定いただくことができる方（1名のみ）

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

※給付金の支払請求時に指定代理請求人が上記の範囲を外れていたときは、指定代理請求人による給付金の支払請求ができません。

給付金・保険金のお支払い可否の査定

不備のない給付金・保険金の支払請求書類が当社に送達したら、給付金・保険金のお支払い可否を査定します。なお、ご提出いただいた支払請求書類のみでは給付金・保険金のお支払い可否を判断できないときは、事実確認を行う場合がございます。

給付金・保険金のお支払い可否の査定に際し、事実確認を行う場合

- ・給付金・保険金の支払事由の発生の有無を確認する必要がある場合（入院、手術、通院、死亡、療養の事実の有無 または 原因となった疾病的発病時期、傷害の受傷時期、妊娠の成立時期）
- ・給付金・保険金の免責事由に該当する可能性がある場合（支払事由が発生した原因）
- ・告知義務違反に該当する可能性がある場合（当社が告知を求めた事項 または 告知義務違反に至った原因）
- ・普通保険約款または特約条項に定める重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合

給付金・保険金の支払時期

不備のない給付金・保険金の支払請求書類が当社に送達した日（以下「請求書類到着日」といいます）を基準として、原則、次に定める期限までに給付金・保険金をお支払いします。

事実の確認の有無	支払期限
事実確認を行わない場合	請求書類到着日の翌日から 5 営業日
事実確認を行う場合	請求書類到着日から 45 日を経過する日
事実確認に際し、特別な照会や調査が必要な場合	請求書類到着日から 180 日を経過する日

なお、事実の確認にお時間を要し、上記の支払期限を超えて給付金・保険金をお支払いすることがございます。その場合、支払期限の翌日から支払日までの遅延利息を会社所定の利率により付利して給付金・保険金をお支払いします。

支払時情報交換制度

給付金・保険金の支払請求に際して、お客様の契約内容を照会することがございます。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の各少額短期保険業者および特定の損害保険会社（以下「各少額短期保険業者等」といいます）とともに、給付金・保険金のお支払い可否の判断もしくは保険契約（特約）の解除、取消しましたは無効の判断（以下「お支払い可否等の判断」といいます）の参考とする目的として、「支払時情報交換制度」にもとづき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約（特約）等に関する下記の相互照会事項に記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金の支払請求があったときや、これからにかかる保険事故が発生したと判断されるときに、「支払時情報交換制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて他の少額短期保険業者等に照会をなし、他の少額短期保険業者等から情報の提供を受け、または、他の少額短期保険業者等に対して情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、支払請求にかかる傷病名やその他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会を行った各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払い可否等の判断の参考するために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項に記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各少額短期保険業者等は、「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項に記載の情報については、A B C 少額短期保険株式会社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人は、当社が定める手続きにしたがって相互照会事項に記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項に記載の情報が取扱われている場合には、当社の定める手続きにしたがって当該情報の利用停止または第三者への提供の停止を求めることができます。

上記の各手続きの詳細については、当社カスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までお問合せください。

《相互照会事項》

次の事項が相互照会されます。ただし、消滅後 5 年を経過した保険契約（特約）にかかるものを除きます。

照会項目	回答項目
被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市区町までとします）	保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等の受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法、照会を受けた日から 5 年以内に発生した保険事故にかかる保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故

※ 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の会社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp>）をご参照ください。

保険金受取人の代表者

(無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】・【子特約Ⅱ】を除きます)
保険金受取人である法定相続人が 2 人以上いるときは、法定相続人の中から代表者 1 人を選出して、その代表者が保険金の支払請求手続きをしてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとし、代表者にまとめて保険金をお支払いします。なお、法定相続人が 2 人以上いる場合、保険金の受取割合は均等とします（故意に被保険者を死亡させた方を代表者とすることはできません）。

保険金受取人のご指定またはご変更

(無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】・【子特約Ⅱ】を除きます)
保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、当社が定める範囲（被保険者の 3 親等以内の親族）で保険金受取人をご指定またはご変更いただくことができます。また、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、法律上有効な遺言により保険金受取人をご指定またはご変更いただくことができます。ただし、この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社にご通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

指定代理請求人のご指定またはご変更

(無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】・
無配当女性ケア給付付医療保険【新 A B C おかあさん保険Ⅱ】に限ります)
主契約に『指定代理請求人特約』が付加されている場合、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険期間中いつでも指定代理請求人を当社が定める範囲（給付金・保険金の支払請求 指定代理請求人のご指定「指定代理請求人としてご指定いただくことができる方」をご参照ください）でご指定またはご変更いただくことができます。

給付金受取人のご変更

(【子特約Ⅱ】を除きます)
保険契約者が法人の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険期間中いつでも給付金受取人を保険契約者にご変更し、または、被保険者に戻すことができます。

給付金受取人の死亡

(【子特約Ⅱ】を除きます)
給付金受取人である被保険者が死亡したときに給付金の未請求残があつたときは、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金の未請求残の支払請求手続きをしてください。なお、死亡時における被保険者の法定相続人が 2 人以上いるときは、法定相続人の中から代表者 1 人を選出して、その代表者が給付金の未請求残の支払請求手続きをしてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとし、代表者にまとめて給付金の未請求残をお支払いします。なお、法定相続人が 2 人以上いる場合、給付金の未請求残の受取割合は均等とします（故意に被保険者を死亡させた方を代表者とすることはできません）。

保険金受取人の死亡

(無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】・【子特約Ⅱ】を除きます)
保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、その保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡していたときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（死亡していた方がいるときは、その順次の法定相続人とし、その方に法定相続人がいないときは、その方を保険金受取人から除きます）を保険金受取人とします。なお、死亡時における保険金受取人の法定相続人が 2 人以上いるときは、法定相続人の中から代表者を 1 人選出して、その代表者が保険金の支払請求手続きをしてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとし、代表者にまとめて保険金をお支払いします。なお、法定相続人が 2 人以上いる場合、保険金の受取割合は均等とします（故意に被保険者を死亡させた方を代表者とすることはできません）。

保険契約者のご変更

保険契約者は、（主たる）被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を、会社が認める範囲（被保険者の 3 親等以内の親族）で第三者にご承継させることができます。

保険契約者の住所のご変更

保険契約者が住所（通信先）をご変更されたときは、すみやかに当社にご通知ください。

保険契約者が住所変更のご通知を怠った場合、当社に最後にご通知いただいた住所（通信先）宛に当社から送付した郵便物は、到達の有無にかかわらず、通常送達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

保険料のお払込み

保険料の払込方法〈回数〉と保険料の払込期月

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険【Very Berry】

無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】

保険料の払込方法〈回数〉は、月払いまたは年払いです。なお、それらの払込方法に応じた保険料の払込期月は、以下のとおりです。

保険料の払込期月

- ・月払いの場合
保障する月の1日から末日まで
- ・年払いの場合
保障を開始する月の1日から末日まで

なお、保険契約の更新の際に、無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険【Very Berry】については、年払いから月払いへの保険料の払込方法〈回数〉のご変更を、無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】については、月払いから年払いへ、または、年払いから月払いへの保険料の払込方法〈回数〉のご変更をお受付します。

《未経過保険料のお払戻し》

保険契約が消滅したときに未経過保険料がございましたら、未経過保険料を保険契約者にお払戻します。ただし、詐欺によって保険契約が締結され、保険契約が取消された場合、不法取得目的によって給付金・保険金が支払請求され、保険契約が無効となった場合および（無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険【Very Berry】で）死亡保険金をお支払いした場合を除きます。

なお、未経過保険料は、すでにお払込みいただいた保険料の総額から、経過期間（保険契約の契約日から保険契約の消滅日までの期間を計算して、一月末満の端数日は切上げ）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた金額（負値のときは零）とします。

無配当死亡保障付医療保険【ABCはじめて保険】

無配当総合医療保険【ABCメンバーズ保険】

無配当新死亡保障付医療保険【ABCおかあさん保険】

無配当女性ケア給付付医療保険【新ABCおかあさん保険Ⅱ】

保険料の払込方法〈回数〉は、月払いのみです。なお、保険料の払込期月は、保障する月の1日から末日までです。

また、主契約に特約を付加した場合であって、その特約に保険料が発生するときは、主契約と特約の保険料を合算してお払込みいただく必要がございます。（保険料の払込方法〈経路〉を「保険料クレジットカード支払い」または「保険料口座振替」としている場合、主契約と特約の保険料の合算金額を払込請求します。）お払込いただくべき保険料の総額に満たない金額をお払込みされても、保険料をお払込みいただいたことにはなりませんのでご注意ください。

保険料の払込猶予期間

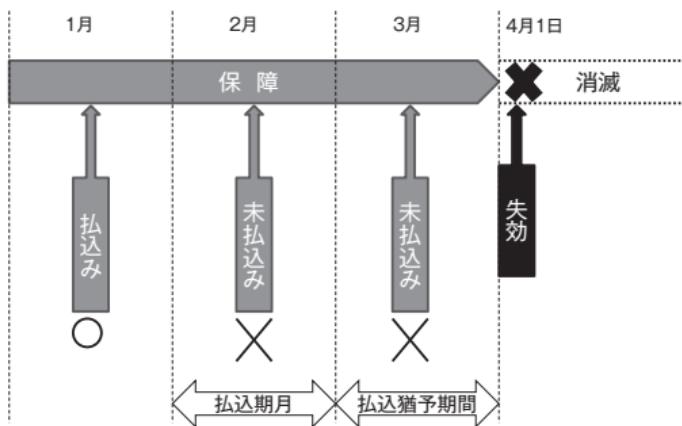
払込猶予期間中に保険料をお払込みいただけなかったとしても、払込期月の翌月1日から末日までに保険料をお払込みいただけたら、保険契約（特約）は有効に継続します。この期間を保険料の払込猶予期間といいます。

保険契約の失効・無効

猶予期間中に保険料をお払込みいただけないときは、猶予期間満了日の翌日に保険契約（特約）の効力が消滅します（第1回保険料のときは、保険契約（特約）が無効となります）。

保険契約（特約）が失効した（無効となった）のちに保険事故が発生しても、給付金・保険金はお支払いすることができます。なお、当社では、保険契約の復活のお手続きをお取扱いしていませんので、保障の継続をご希望されるときは、新たな保険契約（特約）に再度お申込みいただく必要があります。新たな保険契約の募集を停止している保険商品（無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険【Very Berry】・無配当死亡保障付医療保険【ABCはじめて保険】・無配当総合医療保険【ABCメンバーズ保険】・無配当新死亡保障付医療保険【ABCおかあさん保険】・無配当医療保険【毎日が発見 100 歳保険《医療型》】）には、再申込みいただくことができません。また、過去の契約経緯や再申込時の健康状態等によっては、再申込みのお引受けをお断りすることがございますので、払込猶予期間中の保険料のお払込みには、十分にご注意ください。

《保険料の払込期月と払込猶予期間》



保険料の払込方法〈経路〉

保険料は、原則、クレジットカードまたは口座振替によってお払込みください。

・保険料クレジットカード支払い

ご指定いただいたクレジットカードから保険料をお払みいただく方法です。

保険料の払込期月または払込猶予期間の1日にクレジットカード発行会社に保険料をご請求します。

(【保険料クレジットカード支払特約】を付加します)

・保険料口座振替支払い

ご指定いただいた金融機関口座から口座振替によって保険料をお払みいただく方法です。

保険料の払込期月または払込猶予期間の27日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に口座から振替えます。

(【保険料口座振替特約】を付加します)

ご指定いただいたクレジットカードに保険料がご請求できなかったとき、または、ご指定いただいた金融機関口座から口座振替できなかったときは、以下の方法によって保険料をお払みください。

・保険料コンビニエンスストア支払い

当社から発行するコンビニエンスストア払込票を最寄りのコンビニエンスストアに持参し、コンビニエンスストアの店頭にて保険料を現金でお払みいただく方法です。

コンビニエンスストア払込票には、使用期限が設定されていますので、必ず使用期限内にお払みください。

・保険料振込み

当社の金融機関口座に保険料を送金してお払みいただく方法です。

保険料の払込猶予期間満了日が間近に迫るなど、早急に保険料をお払みいただく必要がある場合にご利用いただく保険料の払込方法〈経路〉です。振込先の金融機関口座情報は、カスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までお問合せください。

保険料の送金手数料は、保険契約者のご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

・現金持参

保険料に相当する現金を当社（本社）にご持参して保険料をお払みいただく方法です。

営業時間（平日9時から18時）以外はお受付けできませんのでご注意ください。

保険料の払込方法〈経路〉として、必ず「保険料クレジットカード支払い」または「保険料口座振替支払い」をご設定いただく必要がございます。また、「保険料コンビニエンスストア支払い」、「保険料振込み」または「現金持参」は緊急的かつ一時的な保険料の払込方法〈経路〉として設けたものです。恒常的にこれらの方によって保険料をお払みいただくことはできませんので、あらかじめご了承ください。

保険契約（特約）の更新

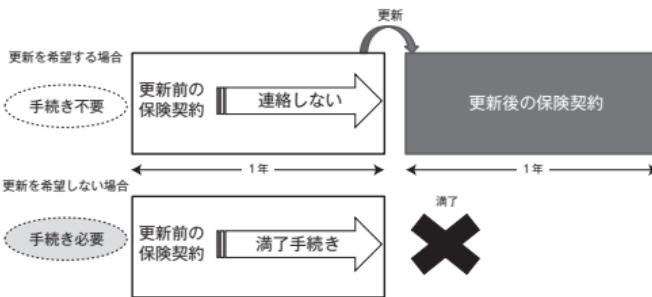
保険契約（特約）は、保険期間の満了日までに、保険契約者が保険契約（特約）を満了させるお手続きを行わない限り、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に更新し継続します（ただし、更新可能年齢を超過した場合を除きます）。

なお、保険契約（特約）が更新する際は、被保険者の選択（健康状態等や給付金の支払実績による引受査定）を行いませんので、保険契約を締結（特約を付加）した後に被保険者（従たる被保険者）がいかなる健康状態となっても安心して保険契約（特約）をご継続いただくことができます。

更新後の保険契約（特約）について

- （特約の）保険期間は、更新日から1年です。
- （特約の）保険料は、更新日において当社が使用する保険料率にもとづき、更新における被保険者（従たる被保険者）の満年齢によって計算します。
- （特約の）更新日において当社が使用する普通保険約款（特約条項）を適用します。

<< 保険契約の更新手続き・満了手続き >>



契約内容のご変更等

当社では、以下の契約内容の変更等をお取扱いしています（ただし、一部の保険商品では、以下の契約内容のご変更をお取扱いしていない場合がございます）。契約内容の変更等をご希望される保険契約者は、カスタマーセンター（☎ 0120-369-815）までお電話にてお問合せください。お取扱いの有無やお手続きの方法をご説明のうえ、ご請求に必要な書類を手配させていただきます。

取扱可能な契約内容のご変更等	
保険契約者の住所（通信先）のご変更	保険料の払込方法（経路）のご変更
保険契約者のご変更、改姓名、ご訂正	保険料の払込方法（回数）のご変更
（従たる）被保険者の改姓名、ご訂正	特約の中途付加
給付金受取人のご変更	契約移行権の行使
指定代理請求人のご指定、ご変更	給付金額・保険金額の減額
保険金受取人のご指定、ご変更	保険契約（特約）の解約
保険証券の再発行	保険契約（特約）の満了
給付金・保険金の受取人による保険契約の存続	

契約内容の変更等のお申出窓口

A B C 少額短期保険株式会社
カスタマーセンター

☎ 0120-369-815

受付時間：10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

保険契約（特約）の消滅

解約または満了など、保険契約者の求めに応じる場合のほか、次の場合に保険契約（特約）は消滅します。

- ・（従たる）被保険者が死亡したとき
- ・被保険者が重度障害状態に該当したとき（無配当死亡保障付医療保険【ABCはじめて保険】・無配当総合医療保険【ABCメンバーズ保険】に限ります）
- ・保険料をお払込みいただけず、保険契約（特約）が失効した（第1回保険料の場合は無効となった）とき
- ・告知義務違反または重大事由により、保険契約（特約）が解除されたとき
- ・詐欺により保険契約を締結（特約を付加）し、保険契約（特約）が取消しされたとき
- ・給付金・保険金を不法に取得する目的で保険契約を締結（特約を付加）し、保険契約（特約）が無効となったとき
- ・保険期間を通して給付金の支払金額を入院の支払日数に換算し、その支払日数が400日に達したとき（無配当医療保険【毎日が発見100歳保険《医療型》】に限ります）

《特約の消滅事由》

- ・主契約が消滅したとき
- ・戸籍上の異動により従たる被保険者が主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき（【子特約II】のみ）
- ・主契約に付加した【子特約II】がすべて消滅したとき（【無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約】に限ります）

その他の重要な事項

保険料の税法上のお取扱い

当社の保険契約（特約）は少額短期保険であり、保険契約者がご負担される保険料は、所得税や住民税の所得計算における所得控除（生命保険料控除）の対象となりません。したがって、保険料の控除証明書等も発行しません。

当社の会社組織形態

少額短期保険業者の会社組織形態には、相互会社と株式会社がございます。当社は株式会社であり、株主の出資によって運営されていますので、保険契約者は、相互会社の保険契約者のように社員（構成員）として会社の運営にご参加いただくことはできません。

保険契約者保護機構

当社は少額短期保険業者であり、万一経営破綻した場合における保険契約者保護機構による資金援助等の保護はございません。また、保険契約（特約）も保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約該当しません。

管轄裁判所

給付金・保険金の支払い請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または給付金・保険金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

苦情のお申出先およびご相談窓口

苦情およびご相談は、以下の窓口でお受けしています。

A B C 少額短期保険株式会社の窓口

カスタマーセンター

☎ 0120-369-815

受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

一般社団法人日本少額短期保険協会の窓口

少額短期ほけん相談室

☎ 0120-82-1144

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が女性疾患の治療のため 2 日以上継続して入院したとき女性疾患入院一時給付金
- ② 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第 1 条（責任開始日）

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第 2 条（保険証券）

1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金受取人および保険金受取人（氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号）
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 女性疾患入院一時給付金額および死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第 3 条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して 1 年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第 4 条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
女性疾患入院一時給付金	被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に、2 日以上継続して入院したとき ① 責任開始日以後に発病した＜別表 1＞から＜別表 3＞に定める疾病（以下「女性疾患」といいます。）の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾患の治療に限ります。 ※ 責任開始日前に成立した妊娠とともにう＜別表 2＞および＜別表 3＞に定める妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。	<別表 1>の女性疾患に該当する場合 1 回の入院につき 40 万円 <別表 2>の女性疾患に該当する場合 1 回の入院につき 20 万円 <別表 3>の女性疾患に該当する場合 1 回の入院につき 10 万円
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ※ 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾患病を原因として死亡した場合を除きます。	100 万円

注）「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことといいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとさ

れる一連の病態のことをいい、例えば、次のような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係
- (2) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 既往帝王切開とその後の選択的帝王切開等の関係
2. 女性疾病入院一時給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。
3. 死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。

第5条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 女性疾病入院一時給付金の支払いについて、次の各号に定める支払いの制限があります。
 - (1) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して183日以内に、被保険者が再度支払事由に該当する入院をした場合、その入院の原因となつた女性疾患の種類を問わず、会社は、重複してこの給付金を支払いません。
 - (2) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して184日目（以下「給付金のお支払いを再開する日」といいます。）に、被保険者が支払事由に該当する入院をしていた場合、会社は、給付金のお支払いを再開する日に治療していた女性疾患の種類にもとづき、新たにこの給付金を支払います。
 - (3) 前号の規定によりこの給付金を支払った場合、給付金のお支払いを再開する日をこの給付金を支払うこととなった入院の開始日とみなします。
2. 被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する異なる女性疾患を併発していた場合、またはその入院中に女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する異なる女性疾患を併発した場合は、その入院の直接の原因となつた女性疾患にもとづき、この給付金を支払います。ただし、入院の直接の原因となつた女性疾患が複数あり、それぞれの女性疾患が別表1から別表3をまたぐときは、最も給付金額が高い別表2に該当する女性疾患が入院の直接の原因になったものとみなして、この給付金を支払います。
3. 第1項第2号の規定により女性疾病入院一時給付金を支払う際に、別表1から別表3をまたぐ異なる女性疾患を併発しており、かつ給付金のお支払いを再開する日にいずれの治療もしていたときは、最も給付金額が高い別表2に該当する女性疾患が入院の直接の原因になったものとみなして、この給付金を支払います。
4. 被保険者が女性疾患以外の原因により入院を開始した場合であっても、その入院中に女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する女性疾患の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
5. 被保険者が責任開始日前に発病した女性疾患の治療を目的として入院した場合であっても、責任開始日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始日以後の原因によるものとみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
6. 被保険者が責任開始日前に発病した疾患または受傷した傷害を原因として死亡した場合であっても、責任開始日から起算して2年を経過した後に死亡したときは、その死亡は、責任開始日以後の原因によるものとみなして、死亡保険金を支払います。
7. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。

第6条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
女性疾病 入院一時 給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱

2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払

事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。

3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払い、支払わない部分に未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 女性疾病入院一時給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は、継続します。

第7条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、給付金・保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
3. 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
4. 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院または死亡の事実の有無
被保険者の入院または死亡の原因となった疾病の発病または傷害の受傷の時期
 - (2) 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
6. 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金の受取人に通知をします。
7. 第3項から第5項に定める支払期限を超えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付与して給付金・保険金を支払います。
8. 第4項および第5項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第8条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第10条（保険料の払込方法（経路））に定める方法にしたがって、月払または年払の金額を保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、払込方法（回数）に応じて、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合、保障する月の1日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、保障を開始する月の1日から末日まで
2. 保険契約者は、第24条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新の際に、年払から月払に限り、前項の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。保険料の払込方法（回数）の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。

第9条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。

第10条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択し

- てください。ただし、第3号および第4号に定める保険料の払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限ります。
- (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社の間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。保険料の払込方法〈経路〉の変更を請求するときは、会社所定の書類く別表10>を会社に提出してください。
 3. 第1項の規定により選択した保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第3号または第4号に定める払込方法〈経路〉によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第11条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第1項に定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力が消滅します（以下「失効」といいます）。
3. 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取りません。

第12条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないとときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して給付金・保険金を支払います。

5. 保険契約の解約

第13条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、会社は、第15条（未経過保険料の払戻し）に定める未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。解約を請求するときは、会社所定の書類く別表10>を会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社に到着した日に、保険契約の効力が消滅します。

第14条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

第15条（未経過保険料の払戻し）

1. 保険期間満了日を待たずして保険契約が消滅したとき、未経過保険料があれば、会社は、これを保険契約者に支払います。ただし、次の各号に定める事由により保険契約が消滅した場合を除きます。
 - (1) 第4条（保険金・給付金の支払い）第1項の規定により支払事由に該当して死亡保険金を支払った場合
 - (2) 第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）の規定により保険契約が取消または無効となった場合
2. 前項の未経過保険料は、すでに払込まれた保険料の総額から、経過期間（保険契約の契約日から保険契約の消滅日までの期間を月単位で計算し、一月末満の端数日は切上げます。）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた額（負債の場合は零とします。）とします。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者ないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項

本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第 17 条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。

第 18 条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第 19 条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第 20 条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第 21 条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第 22 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して 1 カ月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して 2 年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して 2 年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第 23 条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらさ

- れるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
- イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ニ. 保険契約者または給付金・保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号イ、からホ、までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいいます。以下、本条（重大事由による解除）について同じです。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。
 3. 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第24条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第25条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第26条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により、会社が保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第27条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類別表10を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の保険金受取人から保険金の請求

を受けても、会社は、これを支払いません。

第 28 条（遺言による保険金受取人の変更）

- 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により保険金受取人を指定または変更することができます。
- 前項の保険金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前 2 項による保険金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第 29 条（給付金受取人の死亡）

- 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金を請求してください。なお、その法定相続人が 2 人以上いるときは、1 人の者を代表者として給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
- 前項の規定により会社が給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第 1 項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第 30 条（保険金受取人の死亡）

- 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち、死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
- 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 前 2 項の規定により保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第 26 条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第 31 条（保険契約者の代表者）

- 保険契約者が 2 人以上いるときは、1 人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の 1 人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が 2 人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第 32 条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表 10＞を会社に提出してください。

第 33 条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
- 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 34 条（契約年齢の計算）

- 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第 35 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢および性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより処理します。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、その保険契約を取消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかつたが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月 1 日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当

第 36 条（契約者配当）

- この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効

第 37 条（時効）

- 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利行使できるようになったときから 3 年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅

第 38 条（保険契約の消滅）

- 被保険者が死亡したとき、この保険契約は、消滅します。

18. 管轄裁判所

第 39 条（管轄裁判所）

- この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

普通保険約款

無配当死亡保障付医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療または分娩のため入院したとき入院日数に応じた入院給付金
- ② 保険期間中に被保険者が生活習慣病の治療のため入院したとき入院日数に応じた生活習慣病入院給付金
- ③ 被保険者が女性の場合、保険期間中に被保険者が女性疾病の治療のため入院したとき入院日数に応じた女性疾病入院給付金
- ④ 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療のため入院し、その入院中に手術を受けたとき手術給付金
- ⑤ 保険期間中に被保険者が重度障害状態に該当したとき重度障害給付金
- ⑥ 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金
- ⑦ 保険期間中に被保険者が不慮の事故による傷害により死亡したとき傷害死亡保険金
- ⑧ 保険期間中に被保険者が交通事故による傷害により死亡したとき交通事故死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

- 1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
- 2. 責任開始日を契約日とします。
- 3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

- 1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金受取人および保険金受取人（氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号）
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額、手術給付金額、重度障害給付金額、死亡保険金額、傷害死亡保険金額および交通事故死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

- 1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう別表4に定める疾病（以下「妊娠、分娩および産褥の異常」といいます。）の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療 ③ 責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩	(入院給付金日額) × (入院日数)
生活習慣病 入院給付金	被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した別表5に定める疾病（以下「生活習慣病」といいます。）の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない生活習慣病の治療に限ります。	(生活習慣病 入院給付金日額) × (入院日数)
女性疾病 入院給付金	被保険者が女性の場合、被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した別表6に定める疾病（以下「女性疾病」といいます。）の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾病的治療に限ります。 ② 責任開始日以後に発病した妊娠、分娩および産褥の異常の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない妊娠、分娩および産褥の異常の治療に限ります。 ※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。	(女性疾病 入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中にその入院の目的のための手術を受けたとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	手術給付金額
重度障害 給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの原因で、別表7に定める身体の状態（以下「重度障害状態」といいます。）に該当したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害	重度障害給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ※ 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。	死亡保険金額
傷害 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した別表8に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	傷害死亡保険金額
交通事故 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した別表9に定める交通事故（以下「交通事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	交通事故 死亡保険金額

注) 「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことといいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような疾病的関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係
- (2) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 既往帝王切開とその後の選択的帝王切開等の関係

「手術」とは、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律）にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為に含まれるものといいます。なお、医科診療報酬点数表は、手術を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表とします。

2. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金および重度障害給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。
3. 死亡保険金、傷害死亡保険金および交通事故死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。
5. 被保険者の入院中に入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額の変更があったときは、入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額にもとづいて計算します。
6. 死亡保険金を支払う前に重度障害給付金の支払請求を受け重度障害給付金を支払ったときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払ったのちに重度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第5条（給付金の支払限度）

1. 入院給付金、生活習慣病入院給付金および女性疾病入院給付金の1回の入院における支払限度は、支払日数について30日とします。
2. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金および手術給付金の一つの保険期間における支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍とします。

第6条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。
2. 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると会社が判断した場合は、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）第1項および前項の規定を適用します。ただし、入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合は、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金を支払います。
5. 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発していた場合、またはその入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発した場合は、その入院の直接の原因となった生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常により継続して入院したものとみなして生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。
6. 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。
7. 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。
8. 責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以後に発病した疾病または受傷した傷害（責任開始日前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と医学上重要な関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害状態に該当したときは、重度障害給付金を支払います。
9. 保険契約を更新しない場合、保険期間満了日において被保険者の障害状態の回復の見込みがないことが明らかでないために、重度障害状態に該当しないときは、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつその回復の見込みがないことが明らかになったときに、保険期間満了日に重度障害状態になったものとみなして重度障害給付金を支払います。
10. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払い、その原因が支払事由に該当する場合は、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金を支払います。

第7条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 ・ 生活習慣病入院給付金 ・ 女性疾病入院給付金 ・ 手術給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱
重度障害給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 給付金受取人の故意 (3) 地震、噴火または津波 (4) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱
傷害死亡保険金 ・ 交通事故死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱

2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。
3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払います。
4. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金または重度障害給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は継続します。

第8条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、給付金・保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類別表10を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
3. 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
4. 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
- (1) 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院、手術、重度障害状態に該当したことまたは死亡の事実の有無
被保険者の入院、手術、重度障害状態に該当したことまたは死亡の原因となった疾病的発病、傷害の受傷または妊娠の成立の時期
- (2) 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会 180日

- (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
6. 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金の受取人に通知をします。
7. 第3項から第5項に定める支払期限を超えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付利して給付金・保険金を支払います。
8. 第4項および第5項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第9条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第11条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める方法にしたがって、保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、保障する月の1日から末日までです。

第10条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないとときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月の保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第1項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないとときは、会社は、保険契約を第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第11条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。ただし、第3号および第4号に定める保険料の払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限ります。
- (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社の間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。保険料の払込方法〈経路〉の変更を請求するときは、会社所定の書類く別表10くを会社に提出してください。
3. 第1項の規定により選択した保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第3号または第4号に定める払込方法〈経路〉によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第1項に定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
- (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力が消滅します（以下「失効」といいます。）。
3. 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取りません。

第13条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないとときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日

が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれないときは、会社は、保険契約を前条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取り扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

5. 保険契約の解約

第14条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。解約を請求するときは、会社所定の書類く別表10くを会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社に到着した日に、保険契約の効力が消滅します。

第15条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
(1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者ないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたときは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。

第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が

不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第22条（保険契約を解除できない場合）

- 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
 - 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1ヶ月が経過したとき
 - 保険契約が責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して2年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
- 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

- 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者（保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者または給付金・保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
- 給付金・保険金の支払事由が発生した後ににおいても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号イ、からホ、までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいいます。以下、本条（重大事由による解除）について同じです。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。
- 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第24条（保険契約の更新）

- この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
- 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
- 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。

5. 第5条（給付金の支払限度）第2項の規定を除き、この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第25条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第26条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により、会社が保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第27条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第28条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第29条（給付金受取人の死亡）

1. 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金を請求してください。なお、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により会社が給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第30条（保険金受取人の死亡）

1. 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち、死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
3. 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第26条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第31条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上いるときは、1人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第32条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。

第 33 条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理**第 34 条（契約年齢の計算）**

1. 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第 35 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより処理します。
 - (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、その保険契約を取消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかつたが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月 1 日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当**第 36 条（契約者配当）**

1. この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効**第 37 条（時効）**

1. 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになったときから 3 年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅**第 38 条（保険契約の消滅）**

1. 会社が被保険者の重度障害状態を認めて重度障害給付金を支払った場合、この保険契約は、被保険者が重度障害状態に該当したときに遡って消滅します。
2. 被保険者が死亡したとき、この保険契約は、消滅します。

18. 管轄裁判所**第 39 条（管轄裁判所）**

1. この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

無配当総合医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療または分娩のため入院したとき入院日数に応じた入院給付金
- ② 保険期間中に被保険者が生活習慣病の治療のため入院したとき入院日数に応じた生活習慣病入院給付金
- ③ 被保険者が女性の場合、保険期間中に被保険者が女性疾病の治療のため入院したとき入院日数に応じた女性疾病入院給付金
- ④ 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療のため入院し、その入院中に手術を受けたとき手術給付金
- ⑤ 保険期間中に被保険者が不慮の事故による傷害により通院したとき通院日数に応じた傷害通院給付金
- ⑥ 保険期間中に被保険者が重度障害状態に該当したとき重度障害給付金
- ⑦ 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金
- ⑧ 保険期間中に被保険者が不慮の事故による傷害により死亡したとき傷害死亡保険金
- ⑨ 保険期間中に被保険者が交通事故による傷害により死亡したとき交通事故死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金受取人および保険金受取人（氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号）
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額、手術給付金額、傷害通院給付金日額、重度障害給付金額、死亡保険金額、傷害死亡保険金額および交通事故死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

普通保険約款

2. 給付金・保険金の支払い

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <p>① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。</p> <p>※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう別表4>に定める疾病（以下「妊娠、分娩および産褥の異常」といいます。）の治療を除きます。</p> <p>② 責任開始日以後に発生した別表8>に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療</p> <p>③ 責任開始日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療</p> <p>④ 責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩</p>	(入院給付金日額) × (入院日数)
生活習慣病 入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <p>① 責任開始日以後に発病した別表5>に定める疾病（以下「生活習慣病」といいます。）の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない生活習慣病の治療に限ります。</p>	(生活習慣病 入院給付金日額) × (入院日数)
女性疾病 入院給付金	<p>被保険者が女性の場合、被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <p>① 責任開始日以後に発病した別表6>に定める疾病（以下「女性疾病」といいます。）の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾病的治療に限ります。</p> <p>② 責任開始日以後に発病した妊娠、分娩および産褥の異常の治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない妊娠、分娩および産褥の異常の治療に限ります。</p> <p>※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。</p>	(女性疾病 入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中にその入院の目的のための手術を受けたとき</p> <p>① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。</p> <p>※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。</p> <p>② 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療</p> <p>③ 責任開始日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療</p>	手術給付金額
傷害 通院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に通院したとき</p> <p>① 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療 ※ 事故の日から起算して180日以内の通院に限ります。</p>	(通院給付金日額) × (通院日数)
重度障害 給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの原因で、別表7>に定める身体の状態（以下「重度障害状態」といいます。）に該当したとき</p> <p>① 責任開始日以後に発病した疾病 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。</p> <p>② 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害</p> <p>③ 責任開始日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害</p>	重度障害給付金額
死亡保険金	<p>被保険者が、保険期間中に、死亡したとき</p> <p>※ 責任開始日前に発病した疾病または発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害を原因として死亡した場合を除きます。</p> <p>※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。</p>	死亡保険金額
傷害 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	傷害死亡保険金額
交通事故 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した別表9>に定める交通事故（以下「交通事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	交通事故 死亡保険金額

注) 「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような疾病的関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係
- (2) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 既往帝王切開とその後の選択的帝王切開等の関係

「手術」とは、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律）にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為に含まれるものといいます。なお、医科診療報酬点数表は、手術を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表とします。

「通院」とは、医師による治療が必要なため、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。なお、往診も通院に含みます。

2. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金、傷害通院給付金および重度障害給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。
3. 死亡保険金、傷害死亡保険金および交通事故死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。
5. 被保険者の入院中に入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または手術給付金額の変更があったときは、または被保険者の通院中に傷害通院給付金日額の変更があったときは、入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金または傷害通院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額、手術給付金額または傷害通院給付金日額にもとづいて計算します。
6. 死亡保険金を支払う前に重度障害給付金の支払請求を受け重度障害給付金を支払ったときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払ったのちに重度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第5条（給付金の支払限度）

1. 入院給付金、生活習慣病入院給付金および女性疾病入院給付金の1回の入院における支払限度は、支払日数について30日とします。
2. 傷害通院給付金の1回の事故における支払限度は、支払日数について60日とします。
3. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金および傷害通院給付金の一の保険期間における支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍とします。

第6条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。
2. 被保険者が入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると会社が判断した場合は、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）第1項および前項の規定を適用します。ただし、入院給付金、生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合は、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金を支払います。
5. 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発していた場合、またはその入院中に生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当する異なる生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常を併発した場合は、その入院の直接の原因となった生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常により継続して入院したものとみなして生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。
6. 被保険者が生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に生活習慣病入院給付金または

女性疾病入院給付金の支払事由に該当する生活習慣病、女性疾病または妊娠、分娩および産褥の異常の治療を開始したことが明らかなときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について生活習慣病入院給付金または女性疾病入院給付金を支払います。

7. 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。
8. 入院給付金が支払われる入院をしている間に、被保険者が傷害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、傷害通院給付金を支払いません。
9. 被保険者が同日中に傷害通院給付金の支払事由に該当する通院を2回以上した場合、通院の原因が同一であると否とにかかわらず、その通院を1回の通院とみなして傷害通院給付金を支払います。
10. 被保険者が傷害通院給付金の支払事由に該当する異なる不慮の事故による傷害の治療目的とした1回の通院をした場合、その通院を1回の通院として傷害通院給付金を支払います。
11. 責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害（責任開始日前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と医学上重要な関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害状態に該当したときは、重度障害給付金を支払います。
12. 保険契約を更新しない場合、保険期間満了日において被保険者の障害状態の回復の見込みがないことが明らかでないために、重度障害状態に該当しないときは、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつその回復の見込みがないことが明らかになったときに、保険期間満了日に重度障害状態になったものとみなして重度障害給付金を支払います。
13. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払い、その原因が支払事由に該当する場合は、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金を支払います。

第7条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 ・ 生活習慣病入院 給付金 ・ 女性疾病入院 給付金 ・ 手術給付金 ・ 傷害通院給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱
重度障害 給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 給付金受取人の故意 (3) 地震、噴火または津波 (4) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱
傷害死亡保険金 ・ 交通事故死亡 保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱

2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。
3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金、傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払います。
4. 入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、手術給付金、傷害通院給付金または重度障害給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は継続します。

第8条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、給付金・保険金の支払事由が発生

- したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類<別表 10>を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
 3. 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して 5 営業日以内に支払います。
 4. 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から 45 日を経過する日とします。
 - (1) 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院、手術、通院、重度障害状態に該当したことまたは死亡の事実の有無
被保険者の入院、手術、通院、重度障害状態に該当したことまたは死亡の原因となった疾病の発病、傷害の受傷または妊娠の成立の時期
 - (2) 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前 3 号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
 5. 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会 180 日
 - (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180 日
 - (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 6. 前 2 項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金の受取人に通知をします。
 7. 第 3 項から第 5 項に定める支払期限を超えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付利して給付金・保険金を支払います。
 8. 第 4 項および第 5 項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第 9 条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第 11 条（保険料の払込方法（経路））に定める方法にしたがって、保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、保障する月の 1 日から末日までです。

第 10 条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月の保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第 12 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第 1 項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、保険契約を第 12 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第 2 項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第 11 条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択してください。ただし、第 3 号および第 4 号に定める保険料の払込方法（経路）は、会社が特に必要と認めた場合に限ります。
 - (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社の間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

ます。保険料の払込方法〈経路〉の変更を請求するときは、会社所定の書類く別表 10>を会社に提出してください。

3. 第 1 項の規定により選択した保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第 1 項第 3 号または第 4 号に定める払込方法〈経路〉によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第 12 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかつたとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月 1 日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第 1 項に定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第 1 回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第 2 回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力が消滅します（以下「失効」といいます）。
3. 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取りません。

第 13 条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由が発生日が属する月までの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないとときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由が発生日が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれないとときは、会社は、保険契約を前条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第 2 項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

5. 保険契約の解約

第 14 条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。解約を請求するときは、会社所定の書類く別表 10>を会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社に到着した日に、保険契約の効力が消滅します。

第 15 条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第 16 条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第 17 条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。

第 18 条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第 19 条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第 20 条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第 21 条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第 22 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して 1 ヵ月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して 2 年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して 2 年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第 23 条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金・保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人

が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合

2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号イからホまでに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本条（重大事由による解除）について同じです。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。
3. 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第24条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. 第5条（給付金の支払限度）第3項の規定を除き、この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第25条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第26条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により、会社が保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第27条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第28条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第29条（給付金受取人の死亡）

1. 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金を請求してください。なお、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により会社が給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者

に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第30条（保険金受取人の死亡）

- 保険金受取人が特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち、死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
- 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第26条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第31条（保険契約者の代表者）

- 保険契約者が2人以上いるときは、1人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が2人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第32条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。

第33条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
- 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第34条（契約年齢の計算）

- 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第35条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより処理します。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、その保険契約を取消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかつたが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月1日に保険契約が締結されたものとなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当

第36条（契約者配当）

- この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効

第37条（時効）

- 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになったときから3年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅

第38条（保険契約の消滅）

- 会社が被保険者の重度障害状態を認めて重度障害給付金を支払った場合、この保険契約は、被保険者が重度障害状態に該当したときに遡って消滅します。
- 被保険者が死亡したとき、この保険契約は、消滅します。

18. 管轄裁判所

第 39 条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

19. 無配当傷害保険から移行してこの保険契約を締結したときの取扱い

第 40 条（無配当傷害保険から移行してこの保険契約を締結したときの取扱い）

1. 無配当傷害保険から移行してこの保険契約を締結したときは、この普通保険約款の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 会社は、無配当総合医療保険移行特約の付加を承諾した保険契約について、次の①から③に定める日（以下「移行日」といいます。）に無配当総合医療保険契約に移行させます。
 - ① 保険契約者が特約付加申込書を郵便で提出し申出をする場合
特約付加申込書を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
 - ② 保険契約者が特約付加申込書を少額短期保険募集人に提出し申出をする場合
特約付加申込書を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
 - ③ 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた特約付加申込画面を通じて申出をする場合
特約付加申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月 1 日
 - (2) 無配当総合医療保険移行特約を付加し保険契約を移行したとき、会社は、保険証券を発行します。
 - (3) 移行日以後、この保険契約には、無配当総合医療保険の普通保険約款および保険料率を適用します。
 - (4) 移行後の保険契約の責任開始日および契約日は、移行前の保険契約の責任開始日および契約日と同日とし、移行後の保険契約の保険期間は、移行前の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (5) 給付金・保険金の支払事由は、以下のとおりです。

種類	支払事由
入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行日以後に発病した疾病的治療 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 移行日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療 ③ 移行日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療 ④ 移行日以後に成立した妊娠にともなう分娩
生活習慣病 入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行日以後に発病した生活習慣病の治療 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない生活習慣病の治療に限ります。
女性疾病 入院給付金	<p>被保険者が女性の場合、被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行日以後に発病した女性疾病的治療 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない女性疾病的治療に限ります。 ② 移行日以後に発病した妊娠、分娩および産褥の異常の治療 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない妊娠、分娩および産褥の異常の治療に限ります。 ※ 移行日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中にその入院の目的のための手術を受けたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行日以後に発病した疾病的治療 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 移行日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療 ③ 移行日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療
傷害 通院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、次の目的で、日本国内の病院または診療所に通院したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療 ※ 事故の日から起算して 180 日以内の通院に限ります。

重度障害 給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの原因で、重度障害状態に該当したとき ① 移行日以後に発病した疾病 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病に限ります。 ② 移行日以後に発生した不慮の事故による傷害 ③ 移行日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ※ 移行日前に発病した疾病または発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害を原因として死亡した場合を除きます。 ※ 移行日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある移行日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。
傷害 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内に、死亡したとき
交通事故 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内に、死亡したとき

- (6) 移行後の保険契約の給付金・保険金の受取人は、保険契約者から特に申出がない限り、移行前の保険契約の給付金・保険金の受取人と同一とします。
- (7) 移行前の保険契約から傷害入院給付金、傷害手術給付金または傷害通院給付金が支払われていたときは、その支払いを移行後の保険契約から入院給付金、手術給付金または傷害通院給付金が支払われたものとして、第 5 条(給付金・保険金の支払限度)および第 6 条(給付金・保険金の支払に関する補則)第 2 項の規定を適用します。
- (8) 移行日から起算して 3 年以内に被保険者が自殺した場合は、死亡保険金を支払いません。
- (9) 移行前の保険契約に付加されていた保険料クレジットカード支払特約、保険料口座振替特約または団体扱特約は、保険契約者から特に申出がない限り、移行後の保険契約にも付加します。
- (10) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により無配当傷害保険契約を締結したとき、または無配当総合医療保険移行特約を付加しこの保険契約に移行したときは、会社は、この保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
- (11) 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって無配当傷害保険を締結したとき、または無配当総合医療保険移行特約を付加しこの保険契約に移行したときは、会社は、この保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
- (12) 無配当総合医療保険移行特約の付加に際する告知義務及び告知義務違反については、第 20 条(告知義務)から第 22 条(保険契約を解除できない場合)の規定を準用します。

無配当新死亡保障付医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療または分娩のため入院したとき入院日数に応じた入院給付金
- ② 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療のため入院し、その入院中に手術を受けたとき手術給付金
- ③ 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金受取人および保険金受取人（氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号）
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額、手術給付金額および死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日前に成立した妊娠にともなうく別表4に定める疾病（以下「妊娠、分娩および産褥の異常」といいます。）の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療 ③ 責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩	(入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中にその入院の目的のための手術を受けたとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	手術給付金額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき ※ 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。	死亡保険金額

注) 「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことといいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような疾病的関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係

(2) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係

(3) 既往帝王切開とその後の選択的帝王切開等の関係

「手術」とは、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律）にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為に含まれるものといいます。なお、医科診療報酬点数表は、手術を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表とします。

2. 入院給付金および手術給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。

3. 死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。

4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。

5. 被保険者の入院中に入院給付金日額または手術給付金額の変更があったときは、入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額または手術給付金額にもとづいて計算します。

第5条（給付金の支払限度）

1. 入院給付金の1回の入院における支払限度は、支払日数について30日とします。

2. 入院給付金および手術給付金の一の保険期間における支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍とします。

第6条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金を支払います。

2. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると会社が判断した場合は、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）第1項および前項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなつた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をした場合は、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。

4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、またはその入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金を支払います。

5. 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。

6. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。

第7条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 ・ 手術給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱

死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱
-------	---

2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。
3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払います。
4. 入院給付金または手術給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は継続します。

第8条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、給付金・保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
3. 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
4. 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院、手術または死亡の事実の有無
被保険者の入院、手術または死亡の原因となった疾病の発病、傷害の受傷または妊娠の成立の時期
 - (2) 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
6. 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金の受取人に通知をします。
7. 第3項から第5項に定める支払期限を超えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付利して給付金・保険金を支払います。
8. 第4項および第5項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第9条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第11条（保険料の払込方法（経路））に定める方法にしたがって、保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、保障する月の1日から末日までです。
2. この保険に特約を付加した場合であって、その特約に保険料が発生する場合は、主契約の保険料と特約の保険料の合計金額を保険料としてこの約款および付加された特約条項の規定を適用します。

第10条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・

保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。

2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月の保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第1項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、保険契約を第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第11条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択してください。ただし、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）は、会社が特に必要と認めた場合に限ります。
 - (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社の間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法（経路）を変更することができます。保険料の払込方法（経路）の変更を請求するときは、会社所定の書類別表10>を会社に提出してください。
3. 第1項の規定により選択した保険料の払込方法（経路）が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第3号または第4号に定める払込方法（経路）によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第1項に定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力が消滅します（以下「失効」といいます）。
3. 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取りません。

第13条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して、給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれないときは、会社は、保険契約を前条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

5. 保険契約の解約

第14条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。解約を請求するときは、会社所定の書類別表10>を会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社に到着した日に、保険契約の効力が消滅します。

第15条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知

- したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
- (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。

第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第22条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知を妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1ヶ月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して2年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給

- 付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
- (2) この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
- イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ハ. 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ニ. 保険契約者または給付金・保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号イ.からホ.までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本条（重大事由による解除）について同じです。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。
3. 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第24条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. 第5条（給付金の支払限度）第2項の規定を除き、この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第25条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第26条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により、会社が保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第27条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、

会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類<く別表10>を会社に提出してください。

2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第28条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第29条（給付金受取人の死亡）

1. 紛失金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金を請求してください。なお、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により会社が給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第30条（保険金受取人の死亡）

1. 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち、死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
3. 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第26条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第31条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上いるときは、1人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第32条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類<く別表10>を会社に提出してください。

第33条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第34条（契約年齢の計算）

1. 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第35条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより処理します。
 - (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかつたが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月1日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当

第 36 条（契約者配当）

- この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効

第 37 条（時効）

- 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになったときから 3 年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅

第 38 条（保険契約の消滅）

- 被保険者が死亡したとき、この保険契約は、消滅します。

18. 管轄裁判所

第 39 条（管轄裁判所）

- この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

無配当医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金の支払いを保障するものです。

- ① 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に発病した疾病または受傷した傷害の治療のため所定の入院をしたとき入院給付金
- ② 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に発病した疾病または受傷した傷害の治療のため所定の手術を受けたとき手術給付金
- ③ 被保険者が保険期間中に所定の入院をしたとき、入院時交通費給付金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で会社に提出して保険契約を申込む場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出して保険契約を申込む場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット・ホームページ上に設けられた保険契約申込画面（以下「申込画面」といいます。）を通じて保険契約を申込む場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金受取人の氏名または商号
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額および入院時交通費給付金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

2. 給付金の支払い

第4条（給付金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および給付金の支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または 診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	(入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかの目的で、日本国内の病院または 診療所にて<別表12>に定める手術を受けたとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	手術1回につき、 (入院給付金日額) × 10
入院時交通費給付金	被保険者が、保険期間中に、入院給付金が支払われる入院をしたとき	10,000円

注) 「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとさ

れる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような疾病的関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係

(2) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係

2. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金および手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
3. 入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前項の規定にかかわらず、給付金受取人を保険契約者とすることができます。

第5条（給付金の支払限度）

1. 1回の入院における入院給付金の支払限度は、支払日数について30日とします。
2. 同一の保険期間における入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を入院の支払日数に換算し、その支払日数を合計して80日とします。なお、手術給付金の支払日数は、1回の支払いにつき入院10日と換算し、入院時交通費給付金の支払日数は、1回の支払いにつき入院2日と換算します（以下、同様とします。）。
3. 前項の規定により、入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払金額が同一の保険期間における給付金の支払限度に達した場合、支払限度に達した日の翌日から当該保険期間の満了日までの間に被保険者が給付金の支払事由に該当しても、会社は、これを支払いません。なお、この場合、保険契約者は、支払限度に達した日が属する月の翌月から当該保険期間の満了日が属する月までの期間について、第9条（保険料の払込み）第1項に規定する保険料の払込みを要しません。また、年払契約の場合、保険期間中に払込まれた保険料の総額から支払限度に達する日が属する月までの経過期間（当該保険期間の契約日または第26条（保険契約の更新）に定める更新日から支払限度に達する日までの期間を月単位で計算し、1ヶ月未満の端数日は切上げます。）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた金額（負債の場合は零とします。）を未経過保険料として保険契約者に払いもどします。
4. 第26条（保険契約の更新）の規定によって保険契約を更新した場合において、すべての保険期間を通算した入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金の支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を入院の支払日数に換算し、その支払日数を合計して400日とします。

第6条（給付金の支払いに関する補則）

1. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合であって、第26条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新をしないときは、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金を支払います。
2. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると会社が判断した場合は、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していた場合、または、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発した場合は、その入院の直接の原因となった疾病または傷害により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかな場合は、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について入院給付金を支払います。
5. 公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律）において保険給付の対象とならない入院をした場合または手術を受けた場合については、会社は、入院給付金、手術給付金および入院時交通費給付金を支払いません。
6. 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。
7. 被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される診療行為に該当するときは、その手術（以下「一連の手術」といいます。）を1回のみ、一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金を支払います。
8. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合であっても、第2項の規定にもとづき、それぞれの入院が1回の入院として取扱われるときは、1回の入院とみなされる一連の入院に対して1回を限度に入院時交通費給付金を支払います。

第7条（給付金を支払わない場合）

- 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 ・ 手術給付金 ・ 入院時交通費 給付金	<p>次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者の故意または重大な過失 被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為または闘争行為 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者の薬物依存 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ol style="list-style-type: none"> 法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間 酒に酔った状態で自動車等を運転している間 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間 地震、噴火または津波 戦争またはその他の変乱

注) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

- 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金の免責事由に該当した場合であっても、これららの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額または一部の金額を支払います。
- 会社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛またはその他の症状を訴え入院している場合であって、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものについては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、会社は、入院給付金および入院時交通費給付金を支払いません。

第8条（給付金の支払請求手続き）

- 保険契約者または給付金受取人は、給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 給付金受取人は、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出して、給付金を請求してください。
- 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
- 給付金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金の支払いの請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
 - 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が入院したまたは手術を受けた事実の有無
被保険者が入院したまたは手術を受けた原因となった疾病の発病または傷害の受傷時期
 - 給付金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因
 - 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項または保険契約者または被保険者の保険契約締結の目的または給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の支払いの請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求書類到着日から180日を経過する日とします。
 - 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
 - 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
 - 保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
- 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金受取人に通知をします。
- 第3項から第5項に定める支払期限を超えて給付金を支払う場合は、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付利して給付金を支払います。
- 給付金の支払いの請求手続きに際して、給付金受取人が医師の診断書または入院したまたは手術を受けた病院または診療所の入院証明書（原本に限ります。）を取得するために費用を費やした場合、給付金の支払可否にかかわらず、会社は、1回の請求につき一律5,000円を給付金受取人に支払います。
- 第4項および第5項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第9条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第11条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める方法にしたがって、月払または年払の金額を保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 月払契約の場合、月単位の契約応当日が属する月の1日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、年単位の契約応答日が属する月の1日から末日まで
2. 前項で払込むべき保険料は、それぞれの払込期月の契約応当日からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払込まれ、かつその日までに保険契約が消滅したときには、会社は、その払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
4. 保険契約者は、第26条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新の際に、前項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。保険料の払込方法〈回数〉の変更を請求するときは、会社所定の書類別表10を会社に提出してください。

第10条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月の契約応当日以後その月の末日までに給付金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月に払込むべき保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額からこの保険料相当額を控除して給付金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月の契約応当日以後その月の末日までに給付金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額が支払事由発生日が属する月に払込むべき保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第1項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、保険契約を第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金の支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

第11条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。ただし、第3号および第4号に定める保険料の払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限り選択することができます。
 - (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。保険料の払込方法〈経路〉の変更を請求するときは、会社所定の書類別表10を会社に提出してください。
3. 第1項の規定により選択した保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定にしたがい保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第3号または第4号に定める払込方法〈経路〉によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力が消滅します。（以下「失効」といいます。）
3. 前項の規定により保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取り扱いません。

第13条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生したときは、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれないときは、会社は、給付金受取人の同意を得たうえで、支払うべき給付金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して給付金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額が支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれないときは、会社は、保険契約を前条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金の支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

5. 保険契約の解約

第 14 条（保険契約の解約）

1. 保険契約者または保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。保険契約の解約を請求するときは、会社所定の書類（別表10）を会社に提出してください。
2. 前項に定める書類が会社に到着した日に、保険契約の効力が消滅します。

第 15 条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

第 16 条（未経過保険料の払いもどし）

1. 年払契約の場合であって、保険期間満了日を待たずして保険契約が消滅したとき、未経過保険料があれば、会社は、これを保険契約者に払いもどします。ただし、第21条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）の規定により保険契約が取消しましたは無効となつた場合を除きます。
2. 前項の未経過保険料は、保険契約が消滅した保険期間中に払込まれた保険料の総額から、経過期間（当該保険期間の契約日または第26条（保険契約の更新）に定める更新日から保険契約の消滅日までの期間を月単位で計算し、1月末満の端数日は切上げます。）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた金額（負債の場合は零とします。）とします。

6. 給付金受取人による保険契約の存続

第 17 条（給付金受取人による保険契約の存続）

1. 第14条（保険契約の解約）第2項の規定にかかわらず、債権者等による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1ヶ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合であっても、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
 (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由が発生し、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金受取人に支払います。

7. 契約内容の変更

第 18 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱いにしたがい、入院給付金日額を減額することができます。入院給付金日額の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表10）を会社に提出してください。
2. 給付金額の減額部分は、解約されたものとして取扱います。

8. 保険料の増額または給付金額の減額、給付金の削減支払い

第 19 条（保険料の増額または給付金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額を減額することができます。

第 20 条（給付金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金を削減して支払うことがあります。

9. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第 21 条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消することができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

10. 告知義務および告知義務違反による解除

第 22 条（告知義務）

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面または会社のインターネット・ホームページ上に設けられた所定の画面で告知を求めた事項について、その書面に記入し、またはその画面に入力して告知してください。

第23条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払いません。また、すでに給付金を支払っていたときには、会社は、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金の支払事由の発生が解除の原因となつた事実にもとづかないことを証明したときには、給付金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第24条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知することを妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知つた日から起算して1ヶ月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して2年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
2. 前項第2号および第3号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

11. 重大事由による解除**第25条（重大事由による解除）**

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金の支払いの請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額等の合計金額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由によって解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金を支払いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、会社は、その返還を求めます。
3. 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

12. 保険契約の更新**第26条（保険契約の更新）**

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約について、会社は、保険証券を発行しません。

3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
4. 第5条（給付金の支払限度）第2項の規定を除き、この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
5. 更新後の保険契約の入院給付金日額は、更新前の保険契約の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者から入院給付金日額を減額して保険契約を更新する旨の申出があったときは、減額後の入院給付金日額とします。
6. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
7. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
8. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第27条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額を減額することがあります。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

13. 給付金受取人

第28条（給付金受取人の変更）

1. 保険契約者が法人の場合、保険契約者は、保険期間中いつでも被保険者の同意を得て、給付金受取人を保険契約者に変更することができます。給付金受取人の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
2. 前項の書類が会社に到達する前に変更前の給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金受取人から給付金の支払いの請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第29条（給付金受取人の死亡）

1. 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、被保険者の法定相続人が給付金を請求してください。なお、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人に支払った場合は、その後重複してこの給付金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

14. 保険契約者

第30条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上いるときは、1人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第31条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項に定める通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

15. 被保険者の業務変更等

第33条（被保険者の業務変更等）

1. 被保険者が保険期間中にどのような業務に従事しても、またはどこの場所に転居し、旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

16. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第34条（契約年齢の計算）

1. 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算し、1歳未満の端数は切捨てます。

第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1. 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合は、次の各号に定める処理をします。

- (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより処理します。
- (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、その保険契約を取消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月1日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

17. 契約者配当

第36条（契約者配当）

1. この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

18. 時効

第37条（時効）

1. 給付金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利行使できるようになったときから3年間請求がないときは、消滅します。

19. 保険契約の消滅

第38条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡したとき、または第5条（給付金の支払限度）第4項の規定に該当したとき、この保険契約は、消滅します。

20. 管轄裁判所

第39条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金の支払いの請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

無配当女性ケア給付付医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障します。

- ① 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療もしくは分娩のため入院したとき
入院日数に応じた入院給付金
- ② 保険期間中に被保険者が疾病または傷害の治療のため所定の手術を受けたとき手
術給付金
- ③ 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金
- ④ 保険期間中に被保険者が所定の悪性新生物の治療のため2日以上継続して入院
したとき女性ケア（がん入院）給付金
- ⑤ 保険期間中に被保険者が所定の手術を受けたとき女性ケア（乳房切除・乳房再建・
子宮全摘・卵巢全摘）給付金
- ⑥ 保険期間中に被保険者が所定の先進医療による療養を受けたときその技術料に応
じた先進医療給付金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

1. 会社が保険契約の申込みを承諾したときは、次の各号に定める日（以下「責任開始日」といいます。）からこの保険契約の保障が開始します。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で会社に提出して申込みした場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準として、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出して申込みした場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準として、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面からインターネットを通じて申込みした場合
申込画面に入力した申込内容を会社が受信した日を基準として、その日が属する月の翌々月1日
2. 前項に定める責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾した場合、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

1. 保険証券には、少なくとも次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名および生年月日
 - (4) 給付金受取人の氏名または商号
 - (5) 保険金受取人（氏名または商号を指定するときは、その氏名または商号）
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 入院給付金額、手術給付金額、死亡保険金額、女性ケア給付金額および
先進医療給付金額
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、第1条（責任開始日）第2項に定める契約日から起算して1年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および給付金・保険金の支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	次のいずれかの目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日より前に成立した妊娠にともなう別表4に定める疾病（以下「妊娠、分娩および産褥の異常」といいます。）の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療 ③ 責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩	(入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	次のいずれかの目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で別表16に定める手術を受けたとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	手術給付金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき ※ 責任開始日より前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。	死亡保険金額
女性ケア (がん入院) 給付金	次の目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所に2日以上継続して入院したとき ① 責任開始日より前に別表15に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）と診断確定されることなく、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のないがんの治療に限ります。	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房切除) 給付金	次のいずれかの目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で別表17に定める手術（以下「乳房観血切除術」といいます。）を受けたとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房再建) 給付金	女性ケア（乳房切除）給付金の支払事由に該当する乳房観血切除術の施術後に、当該乳房観血切除術を施術した部位に対して、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で別表18に定める手術（以下「乳房再建手術」といいます。）を受けたとき	女性ケア給付金額
女性ケア (子宮全摘) 給付金	次のいずれかの目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で手術を受け、子宮を（頸部・体部とともに）全摘出したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	女性ケア給付金額
女性ケア (卵巣全摘) 給付金	次のいずれかの目的のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で手術を受け、1以上の卵巣を全摘出したとき ① 責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※ 責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ② 責任開始日以後に受傷した傷害の治療	女性ケア給付金額
先進医療 給付金	次の①および②のいずれにも該当する療養を、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所で受けたとき ① 次のいずれかに該当する療養 1) 責任開始日以後に発病した疾病を原因とする療養 ※ 責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない療養の治療に限ります。 ※ 責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の療養を除きます。 2) 責任開始日以後に受傷した傷害を原因とする療養 <別表19>に定める先進医療による療養	被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額

注)「病院または診療所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような疾病的関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係

(2) 糖尿病とそれに起因する腎症、網膜症、白内障または末梢神経障害等の関係

(3) 肝機能障害とそれに起因する慢性肝炎、肝硬変または肝がん等の関係

(4) 高尿酸血症とそれに起因する痛風、痛風腎または尿路結石等の関係

(5) 子宮頸部異形成とそれに起因する子宮頸がん等の関係

(6) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧性疾患または腎臓疾患等の関係

(7) 既往帝王切開とそれに起因する選択帝王切開等の関係

「先進医療の技術にかかる費用」には、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度のことをいい、以下、同様とします。）にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）、先進医療以外の評価診療のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用を含みません。

2. 入院給付金、手術給付金、女性ケア（がん入院）給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金、女性ケア（卵巣全摘）給付金および先進医療給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。

3. 死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。

4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。

第5条（給付金の支払限度）

1. 入院給付金の1回の入院における支払限度は、支払日数について30日とします。

2. 入院給付金および手術給付金の1回の保険期間における支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍とします。

3. 女性ケア（がん入院）給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金（以下「女性ケア給付金」といいます。）の支払いについては、次の各号に定める制限があります。

(1) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日に被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する手術を受けたとしても、会社は、重複して女性ケア給付金を支払いません。

(2) 同日中に被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1回の手術を受けたものとみなして女性ケア給付金を支払います。

(3) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金を支払うこととなった手術の施術日から起算して183日以内に被保険者が女性ケア給付金の支払事由に該当する入院を開始し、または、手術を受けたとしても、会社は、重複して女性ケア給付金を支払いません。

(4) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巣全摘）給付金を支払うこととなった手術の施術日から起算して184日目（以下「女性ケア給付金の支払いを再開する日」といいます。）に被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する入院をしていた場合、会社は、新たに女性ケア給付金を支払います。

(5) 前号の規定により女性ケア給付金を支払ったときは、女性ケア給付金の支払いを再開する日を女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日とみなして第1号および前2号の規定を適用します。

4. 先進医療給付金の1回の療養における支払限度は、20万円とします。

5. 先進医療給付金の1回の保険期間における支払限度は、先進医療給付金の支払金額を合計して20万円とします。

第6条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間に保険期間が満了した場合、保険期間満了日以後継続する支払事由に該当する入院については、この保険契約の保険期間中の入院とみなして入院給付金を支払います。

2. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一もしくは医学上重要な関係があると会社が判断したときは、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）

- 第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した際に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していたとき、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発したとき、もしくは、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。
 4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、もしくは、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともにもう1入院が終了した日までの入院について入院給付金を支払います。
 5. 被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。
 6. 被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される治療行為に該当するときは、その手術（以下「一連の手術」といいます。）を1回のみ、一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金または女性ケア（乳房切除・乳房再建・子宮全摘・卵巣全摘）給付金を支払います。
 7. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法（昭和22年法律第224号）第89条に定める認定死亡と認定されたとき、または、民法（明治29年法律第89号）第30条に定める失踪の宣告がなされ同法第31条に定める失踪の宣告の効力が生じたときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。
 8. 被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当するがんの治療を開始したことが明らかなときは、前条（給付金の支払限度）第3項第3号の規定に該当する場合を除き、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして女性ケア（がん入院）給付金を支払います。
 9. 公的健康保険制度の改正が行われ、その改正が先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと会社が認めた場合、会社は、主務官庁への届出を経て、先進医療給付金の支払事由を変更することができます。この場合、主務官庁への届出により本項の変更を取扱うことができる变成了った日（以下「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かって先進医療給付金の支払事由を変更します。
 10. 前項の規定により先進医療給付金の支払事由を変更するときは、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。この通知を受取った保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号に定めるいずれかの手段を選択してください。
 - (1) 先進医療給付金の支払事由の変更を承諾し、保険契約を継続する。
 - (2) 支払事由変更日の前日に保険契約を解約する。
 11. 前項の選択がなされないまま支払事由変更日が到来した場合、会社は、保険契約者が前項第1号の手段を選択したものとみなします。

第7条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 ・ 手術給付金 ・ 女性ケア給付金 ・ 先進医療給付金	次のいずれかの事由により被保険者が支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為または闘争行為 (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者の薬物依存 (7) 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ol style="list-style-type: none"> ① 法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間 ② 酒に酔った状態で自動車等を運転している間 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により被保険者が死亡したとき <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱

- 注) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合、会社は、その程度に応じて給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。
 3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が保険金の一部の

受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払います。

4. 入院給付金、手術給付金、女性ケア給付金または先進医療給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は、継続します。

第 8 条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. 紛失金・保険金の支払事由が発生したことを知った場合、保険契約者または給付金・保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 紛失金・保険金の受取人は、会社所定の書類<別表 10>を会社に提出して給付金・保険金の支払いを請求してください。
3. 紛失金・保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（以下「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して 5 営業日以内に支払います。
4. 紛失金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の支払いの請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から 45 日を経過する日とします。
 - (1) 紛失金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院、手術、死亡または療養の事実の有無
被保険者の入院、手術、死亡または療養の原因となった疾病の発病、傷害の受傷または妊娠の成立の時期
 - (2) 紛失金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前 3 号に定める事項もしくは保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または給付金・保険金の支払いの請求意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の支払いの請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号にかかる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合、前 2 項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から 180 日を経過する日とします。
 - (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
 - (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
 - (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかであるときに、前項に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
6. 前 2 項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金の受取人に通知をします。
7. 第 3 項から第 5 項に定める支払期限をこえて給付金・保険金を支払うときは、支払期日の翌日から支払日までの遅延利息を法定利率により付利して給付金・保険金を支払います。
8. 第 4 項および第 5 項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、または、これに応じなかった場合（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。）、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞を支払いの履行期間に算入せず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第 9 条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第 11 条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める方法にしたがって保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、保障する月の 1 日から末日までです。
2. この保険契約に特約を付加した場合であって、その特約に保険料が発生するときは、主たる保険契約の保険料と特約の保険料の合計金額を保険料としてこの普通保険約款および付加された特約の特約条項の規定を適用します。

第 10 条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月の保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第 12 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第 1 項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、保険契約を第 12 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第 2 項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第 11 条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。ただし、第 3 号および第 4 号に定める保険料の払込方法〈経路〉は、

会社が特に必要と認めた場合に限ります。

- (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社との間で団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
2. 保険契約者は、前項で選択した保険料の払込方法（経路）を変更することができます。保険料の払込方法（経路）の変更を請求するときは、会社所定の書類く別表10を会社に提出してください。
 3. 第1項の規定により選択した保険料の払込方法（経路）が会社の取扱条件に該当しなくなった場合、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第3号または第4号に定める払込方法（経路）によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第12条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、次条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第1項に定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日に保険契約の効力が消滅します（以下「失効」といいます。）。
3. 保険契約が失効しても、会社は、保険契約の復活の手続きを取りません。

第13条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して、給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれない場合、会社は、保険契約を前条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）第2項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

5. 保険契約の解約

第14条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。解約を請求するときは、会社所定の書類く別表10を会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社に到着した日に保険契約の効力が消滅します。

第15条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項に定める解約が通知された場合であっても、通知が会社に到達した日において次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項に定める期間が経過するまでの間に当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知した場合、前項の解約は、その効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族もしくは被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項に定める解約の通知が会社に到達した日以後当該解約の効力が生じ、または、前項の規定により効力が生じなくなるまでに給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払う場合、会社は、当該支払うべき金額の範囲で前項本文に定める金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定め

るところにより保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結した場合、会社は、保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合、会社は、保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面またはインターネット上に設けられた画面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面でまたはその画面から告知してください。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかつたか、または、事実でないことを告げた場合、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときは、その返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときは、給付金・保険金を支払います。
3. 本条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除する場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第22条（保険契約を解除できない場合）

1. 次の各号に定めるいずれかに該当する場合、会社は、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除できません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていた、または、過失により知らなかった場合
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げた場合
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に告知しないことを勧めた、または、事実でないことを告げることを勧めた場合
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1ヶ月が経過した場合
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続した場合（ただし、責任開始日から起算して2年以内に保険事故が発生し、かつ、解除の原因となる事実がある場合を除きます。）
2. 前項第2号および第3号の場合であっても、各号に定める少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が会社が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

1. 次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金・保険金の支払いの請求に際し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- 口. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ニ. 保険契約者または給付金・保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、または、その法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、もしくは、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後ににおいても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていた場合、会社は、その返還を求めます。
 3. 本条（重大事由による解除）の規定により保険契約を解除する場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第 24 条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲にあり、保険契約者が保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を会社に通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. 第5条（給付金の支払限度）第2項および第5項の規定を除き、この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。

第 25 条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することができます。
2. 保険契約を更新する際にこの保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第 26 条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合であって、その法定相続人が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金の支払いを請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
2. 前項の規定により会社が保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの保険金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は、均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第 27 条（給付金受取人の変更）

1. 保険契約者が法人の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険期間中いつでも給付金受取人を保険契約者に変更し、または、被保険者に戻すことができます。給付金受取人の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に変更前の給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金受取人から給付金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第 28 条（保険金受取人の指定または変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知によって、会社が認める範囲で保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に保険金を支

払ったときは、その支払後に指定または変更後の保険金受取人から保険金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第 29 条（遺言による保険金受取人の指定または変更）

- 前条（保険金受取人の指定または変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言によって保険金受取人を指定または変更することができます。
- 前項の保険金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前 2 項による保険金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第 30 条（給付金受取人の死亡）

- 給付金受取人である被保険者が死亡したときは、死亡時における被保険者の法定相続人が給付金の支払いを請求してください。なお、その法定相続人が 2 人以上いるときは、1 人の者を代表者として給付金の支払いを請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
- 前項の規定により会社が給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの給付金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第 1 項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第 31 条（保険金受取人の死亡）

- 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、その保険金受取人が保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（その法定相続人のうち死亡していた者がある場合、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
- 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合であって、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の者を保険金受取人とします。
- 前 2 項の規定により保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第 26 条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第 32 条（保険契約者の代表者）

- 保険契約者が 2 人以上いるときは、1 人の者を代表者として定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の 1 人に対して成した行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が 2 人以上いる場合、その責任は連帯とします。

第 33 条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を、会社が認める範囲で第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表 10＞を会社に提出してください。

第 34 条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
- 保険契約者が住所変更の通知をしなかった場合、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

14. 被保険者の業務変更等

第 35 条（被保険者の業務変更等）

- 被保険者が保険期間中にどのような業務に従事しても、または、どこの場所に居住し、旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

15. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 36 条（契約年齢の計算）

- 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第 37 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあったときは、次の各号に定める処理をします。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であったときは、会社は、この保険契約を会社の定めるところにより処理します。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲でなかったときは、会社は、この保険契約を取消すことができるものとし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかつたが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達してい

たときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月 1 日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料をその保険契約の保険料に充当します。

16. 契約者配当

第 38 条（契約者配当）

1. 会社は、この保険契約に対して契約者配当を行いません。

17. 時効

第 39 条（時効）

1. 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利行使できるようになったときから 3 年間請求がないときに消滅します。

18. 保険契約の消滅

第 40 条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡した場合、この保険契約は、消滅します。

19. 管轄裁判所

第 41 条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金・保険金の支払いの請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本院とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

20. 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約の移行権行使してこの保険契約を締結したときの取扱い

第 42 条（無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約の移行権行使してこの保険契約を締結したときの取扱い）

1. 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約の移行権行使してこの保険契約を締結したときは、第 1 条（責任開始日）第 1 項に定める責任開始日の規定にかかわらず、会社は、移行権の行使前の子特約Ⅱの責任開始日からこの保険契約上の責任を負います。
2. 無配当女性ケア給付付医療保険移行権保証特約の移行権行使してこの保険契約を締結したときは、第 1 条（責任開始日）第 2 項に定める契約日の規定にかかわらず、契約日を移行権の行使前の子特約Ⅱの保険期間満了日の翌日とします。

保険料クレジットカード支払特約 特約条項

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約申込者または保険契約者から会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項に定めるクレジットカードは、保険契約申込者または保険契約者が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与され、または、使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行います。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条（保険料の払込み）

- 保険料をクレジットカードにより払込む場合、その保険料は、払込期月中の会社の定めた日に会社に払込まれるものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい保険料相当額をカード会社に支払ってください。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次の各号のすべてを満たす場合、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（他の保険料の払込方法〈経路〉への変更）

- 保険契約申込者または保険契約者は、あらかじめ会社に申出することにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。

第4条（特約の消滅）

- 次の各号に該当した場合、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅したとき
 - 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - 会社がクレジットカードの有効性等を確認できないとき
 - カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
- 前項第3号、第4号および第5号の場合、会社は、その旨を保険契約申込者または保険契約者に通知します。
- 第1項第3号、第4号および第5号の場合、保険契約申込者または保険契約者は、保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。

第5条（主約款の規定の準用）

- この特約に別段の定めがない事項については、主たる保険契約の普通保険約款の規定を準用します。

保険料口座振替特約 特約条項

特約条項

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約申込者または保険契約者から会社の指定した金融機関等の口座振替により保険料を払込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - 保険契約申込者または保険契約者の指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - 保険契約申込者または保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の預金口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の預金口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込み）

- 保険料は、会社の定めた日（以下「振替日」といいます）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振替えることによって、会社に払込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を振替日の前日までに指定口座に預入しておくことを要します。

第3条（保険料口座振替不能の場合の取扱い）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおりに取扱います。
 - 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と併せて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2ヵ月分の保険料相当額に満たない場合には、1ヵ月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとみなします。
 - 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行います。
- 前項に定める保険料口座振替が不能の場合、保険契約者は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の指定した場所に払込んでください。

第4条（諸変更）

- 保険契約申込者または保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の預金口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申出てください。
- 保険契約申込者または保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することができます。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第5条（特約の消滅）

- 次の各号に該当した場合、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅したとき
 - 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

第6条（主約款の規定の準用）

- この特約に別段の定めがない事項については、主約款の規定を準用します。

特別条件付保険特約 特約条項

第1条 (特約の付加)

- 会社は、被保険者の選択をおこなうにあたり、被保険者の健康状態等が会社の定める標準に該当しないときは、この特約を付加して、保険契約を締結することがあります。

第2条 (特別条件)

- この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、次の各号に定めるいづれかまたはそれらを併用した保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払条件（以下「特別条件」といいます。）を適用します。

(1) 保険金等定期削減法

- ①被保険者が死亡し、または、重度障害状態に該当して、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により死亡保険金または重度障害給付金が支払われるとき、支払うべき死亡保険金額または重度障害給付金額に会社が指定する割合を乗じた金額を死亡保険金または重度障害給付金として支払います。
- ②被保険者が入院し、または、手術を受けて、主約款の規定により入院給付金または手術給付金が支払われるとき、支払うべき入院給付金日額に会社が指定する割合を乗じた金額によって計算した金額を入院給付金または手術給付金として支払います。

(2) 保険金等定期削減法

- 会社が指定した保険金削減期間内に、被保険者が死亡し、または、重度障害状態に該当して、主約款の規定により死亡保険金または重度障害給付金が支払われるときは、保険契約締結初年度の契約日からその日を含めて死亡保険金または重度障害給付金の支払事由が発生したときまでの経過期間に応じ、支払うべき死亡保険金額または重度障害給付金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または重度障害給付金として支払います。ただし、支払事由が発生した原因が＜別表8＞に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）または＜別表14＞に定める感染症（以下「感染症」といいます。）である場合を除きます。

経過期間 削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

(3) 特定重度障害状態不担保法

- 被保険者が＜別表7＞に定める重度障害状態のうち「両眼が失明したもの」、「1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの」、「両眼の視力が0.02以下になったもの」、「両下肢を足関節以上で失ったもの」または「両下肢の用を全廃したもの」に該当したときは、主約款の規定にかかわらず、重度障害給付金を支払いません。ただし、支払事由が発生した原因が不慮の事故または感染症である場合を除きます。

(4) 特定部位不担保法

- ①会社が指定した不担保期間内に、＜別表13＞に定める身体部位のうち会社が指定した部位に発病した疾病（以下「不担保部位に発病した疾病」といいます。）の治療を目的として被保険者が入院を開始したときは、主約款の規定にかかわらず、入院給付金および入院時交通費給付金を支払いません。ただし、支払事由が発生した原因が不慮の事故または感染症である場合を除きます。
- ②会社が指定した不担保期間内に、不担保部位に発病した疾病的治療を目的として被保険者が手術を受けたときは、主約款の規定にかかわらず、手術給付金を支払いません。ただし、支払事由が発生した原因が不慮の事故または感染症である場合を除きます。

第3条 (特別条件の適用に関する補則)

- 前条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金等定期削減法の特別条件を適用した保険契約を更新するときは、更新後の保険契約にもこの特約を付加し、保険金等定期削減法の特別条件を適用します。
- 前条（特別条件）第1項第2号に規定する保険金等定期削減法の特別条件を適用した保険契約を更新するときは、更新後の保険契約にもこの特約を付加し、更新前の保険契約の保険期間満了日までに会社が指定した保険金削減期間が終了しない場合は、更新後の保険契約にも保険金等定期削減法の特別条件を適用します。
- 前条（特別条件）第1項第3号に規定する特定重度障害状態不担保法の特別条件を適用した保険契約を更新するときは、更新後の保険契約にもこの特約を付加し、特定重度障害状態不担保法の特別条件を適用します。
- 前条（特別条件）第1項第4号に規定する特定部位不担保法の特別条件を適用した保険契約を更新するときは、更新後の保険契約にもこの特約を付加し、更新前の保険契約の保険期間満了日までに会社が指定した不担保期間が終了しない場合は、更新後の保険契約にも特定部位不担保法の特別条件を適用します。

指定代理請求人特約 特約条項

特約条項

この特約の趣旨

この特約は、給付金の支払事由が発生したときに、その給付金の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）に給付金の支払いを請求できない特別な事情がある場合、給付金受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が請求を行うことを可能とするものです。

第1条（特約の付加）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または保険期間中に、被保険者の同意を得て、保険契約者が申出ることにより主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる給付金）

- この特約の対象となる給付金は、次の各号に定める給付金とします。
 - 入院給付金
 - 手術給付金
 - 入院時交通費給付金
 - 重度障害給付金
 - 女性ケア給付金
 - 先進医療給付金

第3条（指定代理請求人の指定および変更）

- この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲で1人の者をこの特約の指定代理請求人として指定することができます。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の直系血族
 - 被保険者の兄弟姉妹
 - 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
- 前条（特約の対象となる給付金）に定める給付金の支払いの請求について、次条（指定代理請求人による給付金の支払いの請求）第1項および第2項に該当しない場合、指定代理人として指定された者は、給付金受取人の代理人として給付金の支払いを請求することができません。ただし、指定代理請求人としての指定については有効とします。
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第1項に定める範囲で、保険期間中いつでも指定代理請求人を変更することができます。指定代理請求人の変更を請求するときは、会社所定の書類別表10を会社に提出してください。
- 前項の書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人から請求を受けて給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から給付金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第4条（指定代理請求人による給付金の支払いの請求）

- 第2条（特約の対象となる給付金）に定める給付金の給付金受取人が被保険者と同一であり、かつ、給付金の支払いを請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人は、会社所定の書類別表10および特別な事情の存在を証明する書類を会社に提出して、給付金受取人の代理人として給付金の支払いを請求してください。
- 前項に定める請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において前条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲であることを要します。
- 前項の規定により、指定代理請求人が給付金受取人の代理人として取扱われなかった場合であっても、指定代理請求人としての指定については有効とします。
- 第1項の規定により、会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払ったときは、その後重複して給付金の支払いの請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 本条（指定代理請求人による給付金の支払いの請求）の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由を発生させた者または故意に給付金受取人を給付金の支払いの請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第5条（告知義務違反または重大事由による解除通知）

- この特約を付加している場合、保険契約または付加された特約の告知義務違反または重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第6条（主約款の普通保険約款の準用）

- この特約条項に別段の定めのない事項については、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

子特約Ⅱ 特約条項

この特約の趣旨

この特約は、無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険、無配当死亡保障付医療保険、無配当総合医療保険、無配当新死亡保障付医療保険または無配当女性ケア給付付医療保険の被保険者と同一戸籍上にその子として記載されている20歳未満の子のうち保険契約者が指定した者を被保険者として、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① この特約の保険期間中に従たる被保険者が疾病または傷害の治療もしくは分娩のため入院したとき入院日数に応じた入院給付金
- ② この特約の保険期間中に従たる被保険者が疾病または傷害の治療のため所定の手術を受けたとき手術給付金
- ③ この特約の保険期間中に従たる被保険者が死亡したとき死亡保険金
- ④ この特約の保険期間中に従たる被保険者が所定の悪性新生物の治療のため2日以上継続して入院したとき女性ケア（がん入院）給付金
- ⑤ この特約の保険期間中に女性の従たる被保険者が所定の手術を受けたとき女性ケア（乳房切除・乳房再建・子宫全摘・卵巢全摘）給付金
- ⑥ この特約の保険期間中に従たる被保険者が所定の先進医療による療養を受けたときその技術料に応じた先進医療給付金

第1条（従たる被保険者の範囲）

1. この特約の被保険者（以下「従たる被保険者」といいます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）と同一戸籍にその子として記載されている子のうち、特約の中途付加日における契約年齢が12歳以下であり、特約の更新日における契約年齢が19歳以下の保険契約者が指定した者とします。

第2条（特約の付加）

1. この特約は、主契約の保険期間中に、保険契約者の申出にもとづき、従たる被保険者に関する告知を求め、従たる被保険者の選択を行ったうえで、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
2. 保険契約者が法人の場合、または、主契約が年払契約の場合、この特約を付加することができません。
3. 第1項に定める申出をする場合、保険契約者は、会社所定の書類＜別表10＞を会社に提出してください。
4. 会社は、この特約の保険証券を発行しません。

第3条（特約の責任開始日・保険期間）

1. この特約について会社の責任が開始する日（以下「特約の責任開始日」といいます。）は、特約付加申込書を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準として、その日が属する月の翌々月1日とします。
2. 前項に定める特約の責任開始日をこの特約の中途付加日とし、この特約の保険期間は、特約の中途付加日から主契約の保険期間の満了日までとします。

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この特約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）および給付金・保険金の支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	<p>次のいずれかの目的のため、従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院したとき</p> <p>① 特約の責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなうく別表4に定める疾病（以下「妊娠、分娩および産褥の異常」といいます。）の治療を除きます。 ※＜別表11＞に定める疾病（以下「先天奇形、変形および染色体異常」といいます。）の治療を除きます。</p> <p>② 特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療</p> <p>③ 特約の責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩</p>	(入院給付金日額) × (入院日数)
手術給付金	<p>次のいずれかの目的のため、従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で＜別表16＞に定める手術を受けたとき</p> <p>① 特約の責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※先天奇形、変形および染色体異常の治療を除きます。</p> <p>② 特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療</p>	手術給付金額

特約条項

死亡保険金	<p>従たる被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ※特約の責任開始日より前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合を除きます。</p> <p>※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係がある特約の責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。</p> <p>※先天奇形、変形および染色体異常を原因として死亡した場合を除きます。</p>	死亡保険金額
女性ケア (がん入院) 給付金	<p>次の目的のため、従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所に2日以上継続して入院したとき</p> <p>① 特約の責任開始日より前に別表15に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）と診断確定されることなく、特約の責任開始日以後に診断確定されたがんの治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のないがんの治療に限ります。</p>	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房切除) 給付金	<p>次のいずれかの目的のため、女性の従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で別表17に定める手術（以下「乳房観血切除術」といいます。）を受けたとき</p> <p>① 特約の責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ※先天奇形、変形および染色体異常の治療を除きます。</p> <p>② 特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療</p>	女性ケア給付金額
女性ケア (乳房再建) 給付金	<p>女性ケア（乳房切除）給付金の支払事由に該当する乳房観血切除術の施術後に、当該乳房観血切除術を施術した部位に対して、従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で別表18に定める手術（以下「乳房再建手術」といいます。）を受けたとき</p>	女性ケア給付金額
女性ケア (子宮全摘) 給付金	<p>次のいずれかの目的のため、女性の従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で手術を受け、子宮を（頸部・体部ともに）全摘出したとき</p> <p>① 特約の責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ※先天奇形、変形および染色体異常の治療を除きます。</p> <p>② 特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療</p>	女性ケア給付金額
女性ケア (卵巣全摘) 給付金	<p>次のいずれかの目的のため、女性の従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で手術を受け、1以上の卵巣を全摘出したとき</p> <p>① 特約の責任開始日以後に発病した疾病的治療 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病的治療に限ります。 ※特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。 ※先天奇形、変形および染色体異常の治療を除きます。</p> <p>② 特約の責任開始日以後に受傷した傷害の治療</p>	女性ケア給付金額
先進医療 給付金	<p>次の①および②のいずれにも該当する療養を、従たる被保険者がこの特約の保険期間中に日本国内の病院または診療所で受けたとき</p> <p>① 次のいずれかに該当する診療</p> <p>1) 特約の責任開始日以後に発病した疾病を原因とする療養 ※特約の責任開始日より前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病を原因とする療養に限ります。 ※特約の責任開始日より前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常を原因とする療養を除きます。 ※先天奇形、変形および染色体異常を原因とする療養を除きます。</p> <p>2) 特約の責任開始日以後に受傷した傷害を原因とする療養</p> <p>② <別表19>に定める先進医療による療養</p>	従たる被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額

注) 「病院または診療所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での療養が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、次のような傷病の関係をいいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患、脳血管疾患または腎臓疾患等の関係
- (2) 糖尿病とそれに起因する腎症、網膜症、白内障または末梢神経障害等の関係
- (3) 肝機能障害とそれに起因する慢性肝炎、肝硬変または肝がん等の関係
- (4) 高尿酸血症とそれに起因する痛風、痛風腎または尿路結石等の関係

- (5) 子宮頸部異形成とそれに起因する子宮頸がん等の関係
 (6) 妊娠中毒症とそれに起因する高血圧性疾患または腎臓疾患等の関係
 (7) 既往帝王切開とそれに起因する選択的帝王切開等の関係

- 「先進医療の技術にかかる費用」には、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度のことをいい、以下、同様とします。）にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）、先進医療以外の評価診療のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用を含みません。
2. 入院給付金、手術給付金、女性ケア（がん入院）給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金、女性ケア（卵巢全摘）給付金および先進医療給付金（以下「給付金」といいます。）の受取人（以下「給付金受取人」といいます。）ならびに死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の受取人（以下「保険金受取人」といいます。）は、主たる被保険者とします。

第5条（給付金の支払限度）

1. 入院給付金の1回の入院における支払限度は、支払日数について30日とします。
2. 入院給付金および手術給付金の1の特約の保険期間における支払限度は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍とします。
3. 女性ケア（がん入院）給付金、女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巢全摘）給付金（以下「女性ケア給付金」といいます。）の支払いについては、次の各号に定める制限があります。
 - (1) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日に従たる被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巢全摘）給付金の支払事由に該当する手術を受けたとしても、会社は、重複して女性ケア給付金を支払いません。
 - (2) 同日中に従たる被保険者が女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巢全摘）給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1回の手術を受けたものとみなして女性ケア給付金を支払います。
 - (3) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巢全摘）給付金を支払うこととなった手術の施術日から起算して183日以内に従たる被保険者が女性ケア給付金の支払事由に該当する入院を開始し、または、手術を受けたとしても、会社は、重複して女性ケア給付金を支払いません。
 - (4) 女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日もしくは女性ケア（乳房切除）給付金、女性ケア（乳房再建）給付金、女性ケア（子宮全摘）給付金または女性ケア（卵巢全摘）給付金を支払うこととなった手術の施術日から起算して184日目（以下「女性ケア給付金の支払いを再開する日」といいます。）に従たる被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当する入院をしていった場合、会社は、新たに女性ケア給付金を支払います。
 - (5) 前号の規定により女性ケア給付金を支払ったときは、女性ケア給付金の支払いを再開する日を女性ケア（がん入院）給付金を支払うこととなった入院の開始日とみなして第1号および前2号の規定を適用します。
4. 先進医療給付金の1回の療養における支払限度は、20万円とします。
5. 先進医療給付金の1の特約の保険期間における支払限度は、先進医療給付金の支払金額を合計して20万円とします。

第6条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院中に、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅した場合、または、この特約の保険期間が満了した場合、消滅日以後継続する支払事由に該当する入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして入院給付金を支払います。
2. 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または傷害が同一もしくは医学上重要な関係があると会社が判断したときは、1回の入院とみなして前条（給付金の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過以後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した際に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発していたとき、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害を併発したとき、もしくは、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その入院の直接の原因となった疾病、傷害または分娩により継続して入院したものとみなして入院給付金を支払います。
4. 従たる被保険者が入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する異なる疾病または傷害の治療を開始したことが明らかなとき、もしくは、その入院中に入院給付金の支払事由に該当する分娩をしたときは、その治療を開始した日または分娩日からその治療を終了した日または分娩とともになう入院が終了した日までの入院について入院給付金を支払います。
5. 従たる被保険者が同日中に手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金を支払います。
6. 従たる被保険者が同一の手術を複数回受けた場合であって、かつ、その手術が

医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連續して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される診療行為に該当するときは、その手術（以下「一連の手術」といいます。）を1回のみ、一連の手術の最初の施術日に受けたものとみなして手術給付金または女性ケア（乳房切除・乳房再建・子宮全摘・卵巢全摘）給付金を支払います。

7. 従たる被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法（昭和22年法律第224号）第89条に定める認定死亡と認定されたとき、または、民法（明治29年法律第89号）第30条に定める失踪の宣告がなされ同法第31条に定める失踪の宣告の効力が生じたときは、従たる被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。
8. 従たる被保険者が女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当しない入院を開始した場合であっても、その入院中に女性ケア（がん入院）給付金の支払事由に該当するがんの治療を開始したことが明らかなときは、前条（給付金の支払限度）第3項第3号の規定に該当する場合を除き、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして女性ケア（がん入院）給付金を支払います。
9. 公的健康保険制度の改正が行われ、その改正が先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと会社が認めた場合、会社は、主務官庁への届出を経て、先進医療給付金の支払事由を変更することができます。この場合、主務官庁への届出により本項の変更を取扱うことができることとなった日（以下「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かって先進医療給付金の支払事由を変更します。
10. 前項の規定により先進医療給付金の支払事由を変更するときは、支払事由変更日の2ヶ月前までに保険契約者にその旨を通知します。この通知を受取った保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号に定めるいずれかの手段を選択してください。
 - (1) 先進医療給付金の支払事由の変更を承諾し、この特約を継続する。
 - (2) 支払事由変更日の前にこの特約を解約する。
11. 前項の選択がなされないまま支払事由変更日が到来した場合、会社は、保険契約者が前項第1号の手段を選択したものとみなします。

第7条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種類	免責事由
入院給付金 手術給付金 女性ケア給付金 先進医療給付金	次のいずれかの事由により従たる被保険者が支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 主たる被保険者の故意または重大な過失 (3) 従たる被保険者の故意または重大な過失 (4) 従たる被保険者の犯罪行為または闘争行為 (5) 従たる被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (6) 従たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 従たる被保険者の薬物依存 (8) 従たる被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ①法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間 ②酒に酔った状態で自動車等を運転している間 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により従たる被保険者が死亡したとき (1) 特約中途付加初年度の責任開始日から特約の保険期間を通算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主たる被保険者の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱

注) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

2. 従たる被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により給付金・保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金・保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合、会社は、その程度に応じて給付金・保険金の全額または一部の金額を支払います。
3. 入院給付金・手術給付金・女性ケア給付金または先進医療給付金の免責事由に該当した場合であっても、この特約は継続します。

第8条（給付金・保険金の支払請求手続き）

1. この特約における給付金・保険金の支払請求手続きに関する規定は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める「給付金・保険金の支払請求手続き」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と、「締結」を「中途付加」と、「被保険者」を「従たる被保険者」と、「この約款」を「主約款およびこの特約条項」とそれぞれ読み替え、また、給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合における確認事項を「従たる被保険者の入院、手術、死亡または療養の事実の有無」および「従たる被保険者の入院、手術、死亡または療養の原因となった疾病的発病、傷害の受傷または妊娠の成立の時期」とします。

第9条（特約の保険料の払込み）

1. この特約の保険料の払込方法（回数）は、月払とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要し、払込まれた特約の保険料は、主契約の払込期月に対応する保険料とします。なお、主契約

の保険料と特約の保険料を別々に払込むことはできません。

3. この特約を付加した主契約およびこの特約については、主約款およびこの特約条項の次条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱いおよび保険料の払込方法（経路））以降の規定の適用に際して、主契約の保険料と特約の保険料の合計金額を「保険料」としてそれぞれの規定を適用します。

第 10 条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合、保険契約者は、支払事由発生日が属する月の保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで支払うべき給付金額・保険金額からこの保険料相当額を控除して給付金・保険金を支払います。
2. 保険料が払込まれないまま保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月の保険料相当額に不足するときは、保険契約者は、第 12 条（保険料の払込猶予期間および特約の無効・失効）第 1 項に定める保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、この特約を第 12 条（保険料の払込猶予期間および特約の無効・失効）第 2 項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第 11 条（保険料の払込方法（経路））

1. この特約における保険料の払込方法（経路）に関する規定は、主約款に定める「保険料の払込方法（経路）」の規定を準用します。

第 12 条（保険料の払込猶予期間および特約の無効・失効）

1. 払込期月内に保険料が払込まれなかつたとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月 1 日から末日までです。
2. 保険料が払込まれずに主契約の効力が消滅（以下「失効」といいます。）した場合、この特約も失効します。ただし、特約付加初年度における特約の第 1 回保険料が主契約の保険料とともに払込猶予期間内に払込まれなかつたときは、この特約を無効とします。
3. 特約が失効しても、会社は、特約の復活の手続きを取り扱いません。
4. 保険料が払込まれないまま保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合、保険契約者は、支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料を払込んでください。保険契約者からこの保険料が払込まれない場合、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで支払うべき給付金額・保険金額から払込むべき保険料の未払込金額を控除して、給付金・保険金を支払います。
5. 保険料が払込まれないまま保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が発生した場合であっても、支払うべき給付金額・保険金額が支払事由発生日が属する月までに払込むべき保険料の未払込金額に不足するときは、保険契約者は、保険料の払込猶予期間の満了日までにこの保険料の未払込金額を払込んでください。保険契約者からこの保険料の未払込金額が払込まれない場合、会社は、この特約を第 2 項に定めるとおりに取扱い、給付金・保険金の支払事由の発生により支払うべき給付金・保険金を支払いません。

第 13 条（特約の解約および解約返戻金）

1. この特約における解約および解約返戻金に関する規定は、主約款に定める「保険契約の解約」および「解約返戻金」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と読み替えます。

第 14 条（給付金・保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をできる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項に定める解約が通知された場合であっても、給付金・保険金の受取人（通知が会社に到達した日において給付金・保険金の受取人が保険契約者と同一でない場合に限ります。）は、保険契約者の同意を得て、前項に定める期間が経過するまでの間に当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知した場合、前項の解約は、その効力を生じません。
3. 第 1 項に定める解約の通知が会社に到達した日以後当該解約の効力が生じ、または、前項の規定により効力が生じなくなるまでに給付金・保険金の支払事由が発生し、会社が給付金・保険金を支払う場合、会社は、当該支払うべき金額の範囲で前項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を給付金・保険金の受取人に支払います。

第 15 条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い）

1. この特約における保険料の増額または給付金額・保険金額の減額および給付金・保険金を削減して支払う場合に関する規定は、主約款に定める「保険料の増額または給付金額・保険金額の減額」および「給付金・保険金を削減して支払う場合」の規定を準用します。この場合、「保険期間」を「特約の保険期間」と、「保険料」を「特約の保険料」とそれぞれ読み替えます。

第 16 条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. この特約における詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効に関する規定は、主約款に定める「詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効」の規定を準用します。この場合、「被保険者」を「主たる被保険者」と、「保険契約」を「特約」と、「締結」を「中途付加」と、「保険料」を「特約の保険料」とそれぞれ読み替えます。

第17条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の中途付加の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者は、その書面で告知してください。
2. 保険契約者または主たる被保険者が故意または重大な過失によって、前項の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げた場合、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
3. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときは、その返還を求めます。ただし、保険契約者または主たる被保険者が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときは、給付金・保険金を支払います。
4. 第2項および第3項の規定によりこの特約を解除する場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知することができないときは、主たる被保険者に通知します。
5. この特約における特約を解除できない場合に関する規定は、主約款に定める「保険契約を解除できない場合」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と、「締結」を「中途付加」と、「被保険者」を「主たる被保険者」と、「責任開始日」を「特約の責任開始日」とそれぞれ読み替えます。

第18条（重大事由による解除）

1. 次の各号に定めるいずれかの事由が発生した場合、会社は、主契約およびこの特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、主たる被保険者、従たる被保険者または給付金・保険金の受取人がこの特約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この特約の給付金・保険金の支払いの請求に際し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって従たる被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、主たる被保険者、従たる被保険者または給付金・保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 二. その他反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、もしくは、保険契約者、主たる被保険者、従たる被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、主たる被保険者、従たる被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前4号にかかる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金・保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に発生した支払事由による給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていた場合、会社は、その返還を求めます。
3. 本条（重大事由による解除）の規定によりこの特約を解除する場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。

第19条（特約の更新）

1. 主契約の保険期間が満了して主契約が更新するとき、この特約の保険期間満了日の翌日における従たる被保険者の契約年齢が20歳未満であり、保険契約者が特約の保険期間満了日までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約は、特約の保険期間満了日の翌日（以下「特約の更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、従たる被保険者の選択は行いません。
2. 更新後のこの特約の保険期間は、特約の更新日から起算して1年とします。
3. 更新後のこの特約の保険料は、特約の更新日における従たる被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後のこの特約には、更新日において会社が使用する主約款および特約条項ならびに保険料率を適用します。
5. 第5条（給付金の支払限度）第2項および第5項の規定を除き、主約款およびこの特約条項の規定の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。
7. この特約における更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合に関する規定は、主約款に定める「更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合」の規定を準用します。この場合、「保険契約」および「保険」を「特約」と読み替えます。

第 20 条（給付金・保険金の受取人）

1. 保険金受取人である主たる被保険者が従たる被保険者と同時に死亡したときは、死亡時における主たる被保険者の法定相続人（その法定相続人のうち死亡していた者がある場合、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合であって、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の者を保険金受取人とします。
3. 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いるときは、1人の者を代表者として保険金の支払いを請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
4. 第1項および第2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は、均等とします。
5. 故意に従たる被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。
6. 紙付金受取人である主たる被保険者が死亡した場合であって、この特約に紙付金の未請求残があるときは、従たる被保険者が紙付金の未請求残の支払いを請求してください。
7. 保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言によって保険金受取人を変更することができます。
8. 前項の保険金受取人の変更は、主たる被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
9. 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第 21 条（従たる被保険者の業務変更等）

1. 従たる被保険者が特約の保険期間中にどのような業務に従事しても、または、どこの場所に居住し、旅行しても、会社は、この特約を解除せず、また、特約の保険料の変更もしないでこの特約上の責任を負います。

第 22 条（契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 従たる被保険者の特約の中途付加日および特約の更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。
2. 従たる被保険者の契約年齢または性別に誤りがあったときは、次の各号に定める処理をします。
 - (1) この特約の中途付加日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲であった場合、会社は、この特約を会社の定めるところにより処理します。
 - (2) この特約の中途付加日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢が会社の定める範囲でなかった場合、会社は、この特約を取消すことができるものとし、既に払込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払いもどします。

第 23 条（契約者配当）

1. この特約における契約者配当に関する規定は、主約款に定める「契約者配当」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と読み替えます。

第 24 条（時効）

1. この特約における時効に関する規定は、主約款に定める「時効」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と読み替えます。

第 25 条（特約の消滅）

1. 次の各号に定めるいずれかの事由が発生した場合、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 戸籍上の異動により従たる被保険者が主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき
 - (3) 従たる被保険者が死亡したとき
2. 前項第2号に定める事由が発生した場合、保険契約者は、直ちに主たる被保険者の戸籍謄本を会社に提出してください。

第 26 条（管轄裁判所）

1. この特約における管轄裁判所に関する規定は、主約款に定める「管轄裁判所」の規定を準用します。この場合、「保険契約」を「特約」と読み替えます。

無配当女性ケア給付付医療保険移行権 保証特約 特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加した子特約Ⅱの被保険者（以下「従たる被保険者」といいます。）が女性の場合、従たる被保険者の契約年齢が19歳となる保険期間の満了日の翌日（以下「移行権の行使日」といいます。）に、被保険者の選択を受けることなく、従たる被保険者を被保険者とする無配当女性ケア給付付医療保険の保険契約を締結する権利を従たる被保険者に付与し、会社がこの保険契約の引受けを保証するものです。

第1条（特約の付加）

- この特約は、主契約に子特約Ⅱを付加したときに、同時に主契約に付加して締結します。
- この特約の中途付加日は、子特約Ⅱが付加されていない主契約に新たに付加した子特約Ⅱの中途付加日と同一とし、この特約の保険期間は、特約の中途付加日から主契約の保険期間の満了日までとします。
- 会社は、この特約の保険証券を発行しません。

第2条（移行権の行使）

- 女性の従たる被保険者は、移行権の行使日に、この特約の移行権を行使して、被保険者の選択を受けることなく、従たる被保険者を被保険者とする無配当女性ケア給付付医療保険を新たに契約することができます。ただし、移行権の行使日の直前の子特約Ⅱの満了日を待たずして子特約Ⅱが消滅した場合を除きます。
- 前項の契約を希望する従たる被保険者は、子特約Ⅱの従たる被保険者の契約年齢が19歳となる保険期間中に、この特約の移行権の行使による無配当女性ケア給付付医療保険の申込みをする必要があります。
- 前項の申込みがあった場合、会社は、移行権の行使日に従たる被保険者を被保険者とする無配当女性ケア給付付医療保険の保険契約を新たに締結します。
- 前項の規定にもとづき締結された保険契約については、無配当女性ケア給付付医療保険の普通保険約款の規定にかかわらず、会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）を移行権を使用する前の子特約Ⅱを中途付加した当初の責任開始日とします。
- 第2項に定める申込みをする場合、従たる被保険者は、会社所定の書類く別表10>を会社に提出してください。

第3条（特約の保険料）

- この特約は、保険料の払込みを要しません。

第4条（解約返戻金）

- この特約には、解約返戻金がありません。

第5条（特約の更新）

- 主契約の保険期間が満了して主契約が更新する場合、主契約に子特約Ⅱが付加されている限り、この特約は、特約の保険期間満了日の翌日（以下「特約の更新日」といいます。）に更新され継続します。
- 更新後のこの特約の保険期間は、特約の更新日から起算して1年とします。
- 更新後の特約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および特約条項を適用します。

第6条（契約者配当）

- 会社は、この特約に対して契約者配当を行いません。

第7条（特約の消滅）

- 次の各号に定めるいずれかの事由が発生した場合、この特約は消滅します。
 - 主契約が消滅したとき
 - 主契約に付加した子特約Ⅱがすべて消滅したとき

別表

<別表1> 女性疾病入院一時給付金額40万円が支払われる女性疾病

対象となる女性疾病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾患の種類	基本分類表番号	分類項目
悪性新生物	C50 C51～C58 C73 C79.6	乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 甲状腺の悪性新生物 その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の 卵巢の続発性悪性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E00～E07	甲状腺障害
循環器系の疾患	I00～I02 I05～I09	急性リウマチ熱 慢性リウマチ性心疾患
筋骨格系および結合組織の疾患	M05～M06 M32 M33 M34 M35	関節リウマチ 全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞<SL E> 皮膚（多発性）筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患
尿路性器系の疾患	N80	子宮内膜症

<別表2> 女性疾病入院一時給付金額20万円が支払われる女性疾患

対象となる女性疾患とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾患の種類	基本分類表番号	分類項目
上皮内新生物	D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09.3	乳房の上皮内癌 子宮頸（部）の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の 子宮内膜 外陰部 脣 その他および部位不明の女性生殖器 その他および部位不明の上皮内癌（D09）中の 甲状腺およびその他の内分泌系
良性新生物	D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44 D48.6	子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 甲状腺の良性新生物 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の 乳房
尿路性器系の疾患	N60～N64 N70～N77 N81	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性性器脱
妊娠、分娩および産褥の異常	O10～O16 O30～O48	妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および 高血圧性障害 胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題

<別表3> 女性疾病入院一時給付金額10万円が支払われる女性疾病

対象となる女性疾患とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾患の種類	基本分類表番号	分類項目
良性新生物	D24	乳房の良性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E28	卵巣機能障害
尿路性器系の疾患	N82～N98 N99.2 N99.3 N99.4	女性生殖器の非炎症性障害（子宮内膜症（N80）および女性性器脱（N81）を除く） 腎尿路生殖器系の処置後障害のうち他に分類されないもの（N99）中の 手術後腔癒着 子宮切除後腔壁脱 処置後骨盤腹膜癒着
妊娠、分娩および産褥の異常	000～008 020～029 060～075 081～084 (084.0を除く) 085～092 095～099	流産に終った妊娠 主として妊娠に関連するその他の母体障害 分娩の合併症 分娩（単胎自然分娩（O80）および多胎分娩のうち全児自然分娩（O84.0）を除きます。） 主として産褥に関連する合併症 その他の産科的病態のうち他に分類されないもの

<別表4> 妊娠、分娩および産褥の異常

対象となる妊娠、分娩および産褥の異常とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

基本分類表番号	分類項目
000～008	流産に終わった妊娠
010～016	妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害
020～029	主として妊娠に関連するその他の母体障害
030～048	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題
060～075	分娩の合併症
081	分娩（O80～O84）中の 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩
082	帝王切開による単胎分娩
083	その他の介助単胎分娩
084	多胎分娩
085～092	主として産褥に関連する合併症
094～099	その他の産科的病態、他に分類されないもの

<別表5> 生活習慣病

対象となる生活習慣病とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

生活習慣病の種類	基本分類表番号	分類項目
新生物	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09	口腔、咽頭および喉頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 上皮内新生物
循環器系の疾患	I01 I02.0 I05～I09 I20～I25 I27 I30～I52 I60～I69	急性リウマチ熱（I00～I02）中の 心臓併発症を伴うリウマチ熱 リウマチ性舞蹈病（I02）中の 心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病 慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患（I26～I28）中の その他の肺性心疾患 その他の型の心疾患 脳血管疾患

<別表6> 女性疾病

対象となる女性疾患とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾患の種類	基本分類表番号	分類項目
新生物	D24 D25 D26 D27 D28	良性新生物（D 10－D 36）中の 乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	D39	性状不詳または不明の新生物（D 37－D 48）中の 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の 新生物（D 48）中の 乳房
内分泌、栄養 および代謝疾患	E28	その他の内分泌腺障害（E 20－E 35）中の 卵巣機能障害
乳房および 女性生殖器の疾患	N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99.2 N99.3	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害 腎尿路生殖器系のその他の障害（N 99）中の 腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されな いもの（N 99）中の （手）術後腔癒着 子宮切除後腔（壁）脱

<別表7> 重度障害状態

対象となる重度障害状態とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、下記のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- (3) 両目の視力が0.02以下になったもの
- (4) そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
- (5) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (6) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (7) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (8) 両上肢の用を全廃したものの
- (9) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (10) 両下肢の用を全廃したものの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）
 - i. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
 - ii. (1)～(3)については、回復の見込みがない場合に限ります。
 - iii. 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、(1)～(3)に含みません。
2. そしゃくおよび言語の障害
 - i. 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復見込みがない場合をいいます。
 - ii. 「言語の機能を廃したもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 言語構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復が見込めない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を廃したもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、肘関節および手関節、下肢においては、股関節、膝関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みがない場合をいいます。

<別表8> 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

基本分類表番号	分類項目
V01～V09	交通事故により受傷した歩行者
V10～V19	交通事故により受傷した自転車乗員
V20～V29	交通事故により受傷したオートバイ乗員
V30～V39	交通事故により受傷したオート三輪車乗員
V40～V49	交通事故により受傷した乗用車乗員
V50～V59	交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員
V60～V69	交通事故により受傷した大型輸送車両乗員
V70～V79	交通事故により受傷したバス乗員
V80～V89	その他の陸上交通事故
V90～V94	水上交通事故
V95～V97	航空および宇宙交通事故
V98～V99	その他および詳細不明の交通事故
W00～W19	転倒・転落
W20～W49	生物によらない機械的な力への曝露 ただし、「騒音への曝露（W 42）」および「振動への曝露（W 43）」は除きます。 生物による機械的な力への曝露 不慮の溺死および溺水 その他の不慮の窒息
W50～W64	ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤嚥<吸引>（W 78）」、「気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>（W 79）」および「気道閉塞を生じた他の物体の誤嚥<吸引>（W 80）」は除きます。
W65～W74	電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ただし、「高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W 94）」は除きます。
W75～W84	煙、火および火炎への曝露 熱および高温物質との接触 有毒動植物との接触 自然の力への曝露 ただし、「自然の過度の高温への曝露（X 30）」および「自然の過度の低温への曝露（X 31）」は除きます。
W85～W99	有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギーおよび皮膚炎などは含みません。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除きます。さらに、洗剤、油脂、グリース、溶剤およびその他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドーブ菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含みません。
X00～X09	無理ながんばり、旅行および欠乏状態 ただし、「無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X 50）」中の過度の肉体行使、レクリエーションまたはその他の活動における過度の運動、疾病または体質的要因にもとづくものおよび過労は除きます。また、「旅行および移動（X 51）」、「無重力環境への長期滞在（X 52）」、「食糧の不足（X 53）」および「水の不足（X 54）」は除きます。
X10～X19	その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 加害にもとづく傷害および死亡
X20～X29	法的介入および戦争行為 ただし、「合法的処刑（Y 35.5）」は除きます。
X30～X39	治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギーおよび皮膚炎は除きます。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除きます。
X40～X49	外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。
X50～X57	治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。
X58～X59	患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの
X85～Y09	ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。
Y35～Y36	ただし、疾病の診断、治療を目的にしたものは除きます。
Y40～Y59	外的的および内因的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。
Y60～Y69	治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。
Y70～Y82	患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの
Y83～Y84	ただし、疾病的診断、治療を目的にしたものは除きます。

注) 「急激」とは、突然に発生することを意味し、傷害の原因として事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった事故から傷害までの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。

「偶然的」とは、予知されない出来ることを意味し、この保険でいう「偶然的」とは、事故の発生が偶然的であるか、傷害の発生が偶然的であるか、事故の発生と傷害の発生がともに偶然的であるかのいずれかであることを必要とします。

「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によるることをいいます。

<別表9> 交通事故

対象となる交通事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症したまはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

基本分類表番号	分類項目
V01～V09	交通事故により受傷した歩行者
V10～V19	交通事故により受傷した自転車乗員
V20～V29	交通事故により受傷したオートバイ乗員
V30～V39	交通事故により受傷したオート三輪車乗員
V40～V49	交通事故により受傷した乗用車乗員
V50～V59	交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員
V60～V69	交通事故により受傷した大型輸送車両乗員
V70～V79	交通事故により受傷したバス乗員
V80～V89	その他の陸上交通事故
V90～V94	水上交通事故
V95～V97	航空および宇宙交通事故
V98～V99	その他および詳細不明の交通事故

<別表10> 請求書類

[I] 給付金・保険金の支払いの請求の場合

【女性疾病入院一時給付金】【入院給付金】【生活習慣病入院給付金】

【女性疾病入院給付金】【手術給付金】【傷害入院給付金】【傷害手術給付金】

【傷害通院給付金】【傷害入院保険金】【傷害通院保険金】【入院保険金】【通院保険金】

【入院時交通費給付金】【女性ケア給付金】【先進医療給付金】

- (1) 給付金・保険金支払請求書兼同意書※
- (2) 不慮の事故であることを証する書類（入院、手術、通院または療養の原因が不慮の事故による傷害の場合）
- (3) 医師の診断書※
- (4) 入院した、手術を受けた、通院したもしくは療養を受けた病院または診療所の入院証明書・通院証明書※
- (5) 母子健康手帳の写し（入院または手術の原因が妊娠、分娩および産褥の異常にによる場合）
- (6) 被保険者の住民票
- (7) 給付金・保険金の受取人の戸籍抄本
- (8) 給付金・保険金の受取人の印鑑証明書
- (9) 保険証券

【重度障害給付金】【特定重度障害保険金】【重度障害保険金】

- (1) 給付金・保険金支払請求書兼同意書※
- (2) 不慮の事故であることを証する書類（重度障害状態に該当した原因が不慮の事故による傷害の場合）
- (3) 医師の診断書※
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 給付金・保険金の受取人の戸籍抄本
- (6) 給付金・保険金の受取人の印鑑証明書
- (7) 保険証券

【死亡保険金】【傷害死亡保険金】【交通事故死亡保険金】

- (1) 給付金・保険金支払請求書兼同意書※
- (2) 不慮の事故または交通事故であることを証する書類（傷害死亡保険金または交通事故死亡保険金の支払いを請求する場合）
- (3) 医師の死亡証明書または死体検案書※
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 相続人代表者選定通知書兼相続人念書※
- (6) 相続人の印鑑証明書
- (7) 保険金受取人の戸籍抄本
- (8) 保険金受取人の印鑑証明書
- (9) 保険証券

[II] その他手続きの請求の場合

【入院給付金日額、生活習慣病入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額、手術給付金額、傷害入院給付金日額、傷害手術給付金額、傷害通院給付金日額、重度障害給付金額、死亡保険金額、傷害死亡保険金額、交通事故死亡保険金額の減額】

- (1) 契約内容変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【特約の中途付加】

- (1) 特約付加申込書*
- (2) 従たる被保険者の告知書*
- (3) 主たる被保険者の戸籍謄本
- (4) 保険契約者の印鑑証明書
- (5) 保険証券

【契約移行権の行使】

- (1) 契約移行権行使書*
- (2) 保険契約申込書*
- (3) 預金口座振替依頼書、自動払込利用申込書またはクレジットカード収納依頼書
- (4) その他会社が保険契約を締結するために必要と認めた書類

【保険料の払込方法〈経路〉の変更】

- (1) 保険料払込方法〈経路〉変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険料の払込方法〈回数〉の変更】

- (1) 保険料払込方法〈回数〉変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険契約者の変更、改姓または訂正】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【被保険者の改姓または訂正】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 変更前の被保険者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険金受取人の指定または変更】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【遺言による保険金受取人の指定または変更】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 遺言書の写し
- (3) 検認済証明書の写し（遺言が公正証書遺言でない場合）
- (4) 保険契約者の戸籍謄本
- (5) 相続人または遺言執行者の印鑑証明書

【指定代理請求人の指定または変更】

- (1) 指定代理請求人変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険証券の再発行】

- (1) 保険証券再発行請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書

【給付金・保険金の受取人による保険契約の存続】

- (1) 介入権行使通知書*
- (2) 債権者等に会社所定の金額を支払ったことを証する書類*
- (3) 紙付金・保険金の受取人の戸籍謄本
- (4) 紙付金・保険金の受取人の印鑑証明書

【保険契約の解約】

- (1) 解約請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【特約の解約および更新拒否】

- (1) 契約内容変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険契約の更新拒否】

- (1) 更新拒否請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

(備考)

- i . 上記の請求書類のうち※印を付したものは、会社所定の書面であり、会社に用意してあります。
- ii . 上記の請求書類は、会社に提出してください。
- iii . 上記にかかわらず、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求め、または、提出書類の一部省略を認めることができます。

- iv . 法人が保険契約者となりその法人から給与の支払いを受ける従業員等を被保険者とする保険契約については、保険契約者である法人が当該保険契約の給付金・保険金を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、当該法人を受取人とする給付金・保険金の支払いの請求の際、①または②のいずれかおよび③の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 ① 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 ② 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 ③ 保険契約者である法人が受給者本人であることを確認した書類
- v . 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

<別表 11> 先天奇形、変形および染色体異常

対象となる先天奇形、変形および染色体異常とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

基本分類表番号	分類項目
Q00～Q07	神経系の先天奇形
Q10～Q18	眼、耳、顔面および頸部の先天奇形
Q20～Q28	循環器系の先天奇形
Q30～Q34	呼吸器系の先天奇形
Q35～Q37	唇裂および口蓋裂
Q38～Q45	消化器系のその他の先天奇形
Q50～Q56	生殖器の先天奇形
Q60～Q64	腎尿路系の先天奇形
Q65～Q79	筋骨格系の先天奇形および変形
Q80～Q89	その他の先天奇形
Q90～Q99	染色体異常、他に分類されないもの

<別表 12> 手術

対象となる手術とは、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律、以下、同様とします。）にもとづく医科診療報酬点数表によって、手術料の算定対象として列挙されている診療行為であって、公的健康保険制度において保険給付の対象となった診療行為をいいます。ただし、以下のものを除きます。

分類項目
創傷処理
皮膚または鼓膜の切開術
デブリードマン
鶏眼・胼胝切開術
骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
外耳道異物除去術
鼻腔または下甲介の粘膜焼灼術
鼻腔内異物摘出術
抜歯手術

なお、医科診療報酬点数表は、手術を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表とします。

<別表 13> 特定部位不担保法により不担保とする身体部位

部位コード	身体部位の名称
1	眼球、視神経および眼球附属器
2	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	咽頭および喉頭（扁桃および声帯を含みます。）
6	食道および横隔膜
7	胃および小腸（十二指腸を含みます。）
8	盲腸（虫様突起を含みます。）および大腸
9	直腸および肛門
21	甲状腺および副甲状腺
22	肝臓、胆嚢、胆管、門脈および食道静脈
23	脾臓
24	膵臓
25	肺臓、胸膜、気管および気管支
26	胸郭（助骨および胸骨を含みます。）および縦隔
27	腹膜、後腹膜、臍および腸間膜
28	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
29	腎臓、副腎および尿管
30	膀胱および尿道
41	乳房（乳腺を含みます。）
42	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（異常妊娠、異常分娩および帝王切開を含みます。）
43	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（異常妊娠、異常分娩および帝王切開に限ります。）
44	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（帝王切開に限ります。）
45	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（流産・早産に限ります。）
46	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（卵管閉塞、子宮外妊娠、流産・早産、双胎妊娠にともなう帝王切開に限ります。）
47	臍および外陰部
51	前立腺
52	陰嚢（睾丸、副睾丸、精管、精索、精囊を含みます。）および陰茎
61	頭蓋骨（上頸骨および下頸骨を含みます。）
62	頸椎（椎間板、椎間関節、筋肉、腱および神経を含みます。）
63	胸椎（椎間板、椎間関節、筋肉、腱および神経を含みます。）
64	腰椎（椎間板、椎間関節、筋肉、腱および神経を含みます。）
65	仙骨部（神経を含みます。）、尾骨部および骨盤
66	左肩関節部（鎖骨および肩甲骨を含みます。）および左上肢
67	右肩関節部（鎖骨および肩甲骨を含みます。）および右上肢
68	左股関節部および左下肢
69	右股関節部および右下肢
70	骨、軟骨、関節および腱
71	皮膚（頭皮および口唇を含みます。）および皮下組織

<別表 14 > 感染症

感染症とは、平成 6 年 10 月 12 日総務省告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

基本分類表番号	分類項目
A00	コレラ
A01.0	腸チフス
A01.1	パラチフス A
A03	細菌性赤痢
A04.3	腸管出血性大腸感染症
A20	ペスト
A36	ジフテリア
A80	急性灰白髄炎（ポリオ）
A96.2	ラッサ熱
A98.0	クリミヤ・コンゴ（Crimean-Congo）出血熱
A98.3	マールブルグ（Marburg）ウイルス病
A98.4	エボラ（Ebola）ウイルス病
B03	痘瘡
U04	重症急性呼吸器症候群（SARS） (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)

<別表 15 > 悪性新生物（がん）

対象となる悪性新生物（がん）とは、平成 6 年 10 月 12 日総務省告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

基本分類表番号	分類項目
C00～C14	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
C15～C26	消化器の悪性新生物
C30～C39	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
C40～C41	骨および関節軟骨の悪性新生物
C43～C44	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
C45～C49	中皮および軟部組織の悪性新生物
C50	乳房の悪性新生物
C51～C58	女性生殖器の悪性新生物
C60～C63	男性生殖器の悪性新生物
C64～C68	腎尿路の悪性新生物
C69～C72	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
C73～C75	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
C76～C80	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
C81～C96	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
C97	独立した（原発性）他部位の悪性新生物

ただし、対象となる悪性新生物（がん）は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学第 3 版（ICD-O-3）」における形態コード（M 分類・6 枝コード）中新生物の性状を示す第 5 枝目の性状コードが下記のものに限ります。

性状コード	新生物の性状
/3	悪性、原発部位
/6	悪性、転移（続発）部位
/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

<別表 16 > 手術

対象となる手術とは、公的健康保険制度（健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度のことをいい、以下、同様とします。）にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為であって、公的健康保険制度によって保険給付の対象となつた診療行為をいいます。ただし、下記の診療行為を除きます。

創傷処理
皮膚または鼓膜の切開術
デブリードマン
鶏眼・胼胝切除術
骨、軟骨または関節の非観血的もしくは徒手的な整復術、整復固定術および授動術
外耳道異物除去術
鼻腔または下甲介の粘膜焼灼術
鼻腔内異物摘出術
抜歯手術
分娩時における会陰、陰門または頸部の切開術および縫合術
分娩時における会陰、腹壁または頸管の裂創縫合術
吸引娩出術、鉗子娩出術
胎児外回転術

なお、医科診療報酬点数表は、手術を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表とします。

<別表 17 > 乳房観血切除術

対象となる乳房観血切除術とは、公的健康保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている下記の診療行為であって、公的健康保険制度によって保険給付の対象となつた診療行為をいいます。

区分番号	診療行為
K 472	乳腺腫瘍切開術
K 474	乳腺腫瘍摘出術
K 474-2	乳管腺葉区域切除術
K 475	乳房切除術
K 476	乳腺悪性腫瘍手術

<別表 18 > 乳房再建手術

対象となる乳房再建手術とは、公的健康保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている下記の診療行為であって、公的健康保険制度によって保険給付の対象となつた診療行為をいいます。

区分番号	診療行為
K 476-2	陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術（乳房切除術後）
K 476-3	動脈（皮）弁および筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）
K 476-4	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術

<別表 19 > 先進医療

対象となる先進医療とは、公的健康保険制度にもとづく評価診療のうち、「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養（平成 18 年厚生労働省告示 495 号）」第 1 条第 1 号に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

なお、先進医療は、療養を受けた時点において厚生労働省告示にもとづき定められている先進医療とし、療養を受けた時点において公的健康保険制度にもとづく「療養の給付」に関する規定において支払対象となっている療養を除きます。

ABC少額短期保険株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目1番先

カスタマーセンター

☎ 0120-369-815

受付時間 10:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)